

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年3月26日

【事業年度】 第33期(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

【会社名】 株式会社フルキャストホールディングス

【英訳名】 FULLCAST HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 平野 岳 史

【本店の所在の場所】 東京都品川区西五反田八丁目9番5号

【電話番号】 03-4530-4833

【事務連絡者氏名】 経理部長 小 林 勝 昭

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西五反田八丁目9番5号

【電話番号】 03-4530-4833

【事務連絡者氏名】 経理部長 小 林 勝 昭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第29期	第30期	第31期	第32期	第33期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (百万円)	52,366	64,645	68,974	68,556	77,227
経常利益 (百万円)	7,624	9,884	8,686	7,312	7,778
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	5,012	6,622	5,889	5,493	4,784
包括利益 (百万円)	5,235	6,877	6,090	5,598	4,816
純資産額 (百万円)	20,579	24,928	26,785	28,869	32,654
総資産額 (百万円)	29,484	35,604	38,977	41,468	57,830
1株当たり純資産額 (円)	535.40	657.21	721.42	812.65	878.03
1株当たり当期純利益金額 (円)	137.34	183.11	164.86	155.99	136.84
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	136.70	182.14	163.93	155.03	136.18
自己資本比率 (%)	66.2	66.7	65.2	69.0	53.0
自己資本利益率 (%)	27.8	30.6	24.0	20.3	16.1
株価収益率 (倍)	17.9	15.4	11.1	9.5	12.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,368	6,796	5,163	5,758	1,356
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△99	△958	△6,366	175	△6,037
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,168	△2,622	△4,954	△2,870	6,159
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	17,410	20,626	14,468	17,531	21,029
従業員数 (名)	1,244	1,279	1,568	1,178	1,515
(ほか、平均臨時雇用者数) (名)	(1,521)	(1,790)	(2,686)	(2,642)	(2,729)

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第30期の期首から適用しており、第30期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過措置を適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日)については第65-2項(2)ただし書きに定める経過措置を適用しております。当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第29期	第30期	第31期	第32期	第33期
決算年月		2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
営業収益	(百万円)	6,481	8,062	8,897	8,194	12,999
経常利益	(百万円)	4,311	5,696	6,335	4,405	8,587
当期純利益	(百万円)	3,804	5,138	6,083	5,522	8,189
資本金	(百万円)	2,780	2,780	2,780	2,780	2,780
発行済株式総数	(株)	37,486,400	37,486,400	37,486,400	37,486,400	35,215,449
純資産額	(百万円)	13,798	16,386	18,233	21,556	26,972
総資産額	(百万円)	17,287	20,176	23,677	27,909	40,203
1株当たり純資産額	(円)	374.67	449.56	512.07	604.97	766.75
1株当たり配当額	(円)	44.00	58.00	61.00	62.00	63.00
(内1株当たり中間配当額)	(円)	(21.00)	(23.00)	(29.00)	(31.00)	(31.00)
1株当たり当期純利益金額	(円)	104.25	142.08	170.27	156.82	234.23
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	(円)	103.77	141.33	169.31	155.86	233.09
自己資本比率	(%)	79.0	80.5	76.1	76.3	66.6
自己資本利益率	(%)	29.7	34.4	35.5	28.1	34.1
株価収益率	(倍)	23.6	19.9	10.8	9.5	7.1
配当性向	(%)	42.2	40.8	35.8	39.5	26.9
従業員数	(名)	94	96	95	101	101
(ほか、平均臨時雇用者数)	(名)	(165)	(166)	(129)	(130)	(126)
株主総利回り	(%)	156.23	182.42	124.44	106.48	121.95
(比較指標：配当込み TOPIX)	(%)	(112.74)	(109.98)	(141.05)	(169.91)	(213.16)
最高株価	(円)	3,225	3,245	2,888	1,910	1,864
最低株価	(円)	1,510	1,976	1,621	1,136	1,370

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第30期の期首から適用しており、第30期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
3. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

2 【沿革】

- 1990年9月 東京都港区に㈱リゾートワールドを設立。
- 1992年9月 商号を㈱フルキャストとする(現社名㈱フルキャストホールディングス)。
- 1992年10月 短期業務請負業を開始。
- 1994年10月 東京都渋谷区に本社を移転。
- 1995年1月 大阪市中央区の㈱フルキャスト大阪(注)とフランチャイズ契約を締結。
- 1995年9月 東京都新宿区に㈱成和サービス(注)を設立。
- 1996年1月 東京都小平市に㈱エントリー(注)を設立。
- 1997年10月 (有)フルキャストレディ(注)(1999年10月に株式会社に改組)を設立。
- 1998年5月 ㈱神奈川進学研究会を㈱フルキャストウィズに改称。
- 1998年10月 ㈱フルキャストウィズ一般労働者派遣事業 許可取得。
- 1999年1月 ファクトリー事業部を新設、工場ライン請負事業を開始。
(有)フルキャストレディ(注)一般労働者派遣事業 許可取得。
- 1999年4月 ㈱フルキャストウィズ職業紹介事業 許可取得。
- 1999年6月 ㈱フルキャスト大阪(注)、㈱エントリー(注)、㈱デュアル・サポート(注)を吸収合併。
- 1999年11月 ㈱フルキャストシステムコンサルティング(注)を設立。
- 2000年3月 フルキャスト人事コンサルティング㈱(注)を設立、同年4月に㈱フルキャストウィズの人事コンサルティング事業部を譲受、事業を開始。
- 2000年9月 ㈱フルキャストファクトリーを設立、同年10月にファクトリー事業部を譲受、事業を開始。
- 2001年6月 株式を店頭市場(現・東京証券取引所スタンダード市場)に上場。
- 2002年4月 セントラル自動車㈱、大昌工業㈱との合弁により㈱フルキャストセントラルを設立し、自動車部門に特化した工場ライン請負事業を開始。
- 2002年10月 ㈱フルキャストウィズと㈱フルキャストシステムコンサルティングが合併し、㈱フルキャストテクノロジーに改称。
㈱フルキャストレディの営業の一部を吸収分割により承継。㈱フルキャストレディはオフィス系短期業務請負・派遣に特化し、㈱フルキャストオフィスサポート(注)に改称。
- 2003年1月 ㈱フルキャストオフィスサポート(注)職業紹介事業 許可取得。
フルキャスト人事コンサルティング㈱が㈱フルキャストオフィスサポート(注)と合併。
- 2003年9月 株式を東京証券取引所市場第二部に上場。
- 2004年6月 ㈱アバユアーズを株式交換により完全子会社化。
- 2004年7月 ㈱フルキャストテクノロジー一般労働者派遣事業 許可取得。
- 2004年9月 東京証券取引所市場第一部銘柄に指定を受ける。
- 2004年10月 ㈱フルキャストファイナンスを設立。
- 2004年11月 一般労働者派遣事業 許可取得。
- 2005年3月 ㈱ヒューマン・リソース総合研究所(注)を株式譲受により完全子会社化。
東北楽天ゴールデンイーグルスホームスタジアム「フルキャストスタジアム宮城」命名権取得
(2007年10月に契約解消と愛称の使用を辞退)。
- 2005年6月 ADR(米国預託証券: American Depositary Receipt)プログラム設立。
- 2005年10月 ㈱フルキャストオフィスサポートが㈱ヒューマン・リソース総合研究所と合併し、㈱フルキャストHR総研(注)に改称。

アジアパシフィックシステム総研(株)を第三者割当増資及び株式譲受により子会社化。

(株)フルキャストテクノロジーがJASDAQ証券取引所(現・東京証券取引所スタンダード市場)に上場。

2006年5月 日本相互警備保障(株)(現社名(株)フルキャストアドバンス(現・連結子会社))を株式譲受により完全子会社化。

2006年6月 (株)エグゼアウトソーシング(現社名(株)エフプレイン(現・連結子会社))を株式譲受により完全子会社化。

2007年5月 (株)インフォピーを株式交換により完全子会社化。

2007年6月 ネットイットワークス(株)を株式譲受等により子会社化。

2007年7月 (株)アパユアーズの全保有株式を創業者に譲渡。

2008年10月 会社分割により純粋持株会社体制へ移行し、商号を(株)フルキャストホールディングスとする。なお、営業に関する全事業は、(株)フルキャストHR総研(注)が承継。

2008年11月 キヤノン電子(株)によるアジアパシフィックシステム総研(株)の株式公開買付けに応募し、全保有株式を譲渡。

2009年3月 (株)インフォピーの全保有株式を譲渡。

2009年5月 (株)フルキャストファイナンスの全保有株式を譲渡。

2009年6月 (株)フルキャストファクトリー、(株)フルキャストセントラルの全保有株式を譲渡。

2009年8月 ネットイットワークス(株)の全保有株式を譲渡。

2010年6月 当社並びにグループ会社の本社機能を統合((株)フルキャストテクノロジー、(株)イーストコミュニケーション(現社名(株)エフプレイン(現・連結子会社))、(株)エーコーシステム(現社名(株)エフプレイン(現・連結子会社))を除く)。

2011年5月 (株)フルキャストマーケティング(現社名(株)エフプレイン(現・連結子会社))の株式を一部譲渡及び同社が実施した第三者割当増資により持分法適用関連会社へ異動。
(株)夢真ホールディングスによる(株)フルキャストテクノロジーの株式公開買付けに応募し、全保有株式を譲渡。

2012年4月 (株)おてつだいネットワークス(現・連結子会社)を株式譲受により完全子会社化。

2012年10月 労働者派遣法改正法の施行により(株)フルキャスト、(株)トップスポットにおいて「アルバイト紹介」及び「アルバイト給与管理代行」サービス開始。

2016年1月 「マイナンバー管理代行」サービスを開始。

2016年2月 (株)ワークアンドスマイルを設立し、同年7月に事業を開始。

2016年3月 (株)ビートの株式を取得し、持分法適用関連会社化。

2016年8月 (株)ディメンションポケッツの株式を取得し、連結子会社化。

2016年10月 「年末調整事務代行」サービスを開始。

2016年11月 (株)フルキャストシニアワークスを設立し、2017年3月に事業を開始。

2017年1月 持分法適用関連会社の(株)エフプレインの株式を取得し、連結子会社化。

2017年3月 (株)フルキャストポーターを設立し、同年7月に事業を開始。

2017年5月 「住民税更新事務代行」サービスを開始。

2018年1月 (株)BODの株式を取得し、連結子会社化。

2018年6月 (株)デリ・アートの株式を取得し、持分法適用関連会社化。

2018年6月 (株)フルキャストグローバルを設立し、同年10月に事業を開始。

2018年 8月	Advancer Global Limitedの株式を取得し、持分法適用関連会社化。
2018年 8月	ミニメイド・サービス㈱の株式を取得し、連結子会社化。
2018年 9月	㈱BOD・Alphaを設立し、2019年 3月に事業を開始。
2019年 3月	日本電気サービス㈱の株式を取得し、持分法適用非連結子会社化。
2019年 8月	㈱Fullcast Internationalを設立し、同年12月に事業を開始。
2019年12月	㈱ディメンションポケッツの全保有株式を譲渡。
2020年 1月	持分法適用非連結子会社の日本電気サービス㈱を連結子会社化。
2020年 1月	㈱HRマネジメントの株式を取得し、連結子会社化。
2020年12月	日本電気サービス㈱の株式を一部譲渡し、連結の範囲から除外。
2021年 4月	㈱プログレスの株式を取得し、連結子会社化。
2021年 7月	㈱BOD・Alphaを吸収合併存続会社、㈱HRマネジメントを吸収合併消滅会社とする合併をし、㈱HRマネジメントに改称。
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行
2022年 5月	㈱ヘイフィールドの株式を取得し、連結子会社化。
2023年 6月	グロービート㈱の株式を取得し、同社及び同社の子会社であるグロービート・ホールディングス㈱並びに同社の孫会社であるグロービート・ジャパン㈱を連結子会社化。
2023年10月	グロービート・ジャパン㈱を存続会社、グロービート㈱及びグロービート・ホールディングス㈱を消滅会社とする吸収合併を実施。
2023年10月	A p p X㈱の株式を取得し、同社及び同社の子会社である㈱インプリ並びに同社の孫会社である㈱リリースペースを連結子会社。
2023年10月	㈱B P Cの株式を取得し、連結子会社化。
2024年 3月	㈱BODの全株式を譲渡し、同社と同社の子会社である㈱HRマネジメント、㈱プログレス及び㈱B P Cを連結の範囲から除外。
2024年 9月	㈱インプリを存続会社、A p p X㈱を消滅会社とする吸収合併を実施。
2024年 9月	㈱エフプレインの株式を追加取得し、同社及びその子会社を完全子会社化。
2024年10月	グロービート・インターナショナル㈱を設立し、設立と同時に事業を開始。
2024年11月	GLOBEAT EUROPE GmbHの株式を取得し、連結子会社化。
2025年 1月	㈱ツクリックスの株式を取得し、連結子会社化。
2025年 2月	渋谷プロパティ(同)及び田町プロパティ(同)の持分を取得し、連結子会社化。
2025年 4月	西新宿プロパティ(同)の持分を取得し、連結子会社化。
2025年 8月	㈱F Cアセットマネジメントを設立し、設立と同時に事業を開始。
2025年10月	㈱フルキャストアドバンスのクラウド事業を㈱トップスポットに会社分割により事業移管。
2025年10月	持分法適用関連会社であった㈱ビート及びその子会社を実質的な支配に基づき連結子会社化。
2025年10月	㈱Nビジネスの株式を取得し、連結子会社化。
2025年12月	㈱ワークアンドスマイルの清算が終了し、連結の範囲から除外。
2025年12月	Fiah㈱の株式を取得し、同社及びその子会社を連結子会社化。
2026年 1月	㈱エントリーの株式を取得し、連結子会社化。

(注) 現社名㈱フルキャスト (現・連結子会社)

3 【事業の内容】

当社グループでは、顧客企業の業務量の増減に合わせタイムリーに短期系人材サービスを提供する「短期業務支援事業」、主に販売代理店網を主軸とした通信商材等の販売代行及びコールセンター業務を営む「営業支援事業」、主に飲食チェーン事業を営む「飲食事業」、主に公共施設や一般企業などに対して警備業務等を行う「警備・その他事業」を展開しております。

次の事業区分は「第5 経理の状況 1 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント情報の報告セグメントの区分と同一であります。

なお、M&Aによる事業の追加等を背景に、当社グループにおける適切な経営情報の開示区分及び社内における業績管理区分等を新たに見直した結果、2026年12月期よりセグメントの変更を実施いたします。詳細につきましては、以下をご参照ください。

(ご参考)

「2025年12月期決算説明資料」(P. 19)

https://www.fullcastholdings.co.jp/assets/upload/2026/02/presentation_20254Q.pdf

短期業務支援事業（短期系人材サービス、イベント系人材サービス、給与管理代行サービス等）

[主な事業体] 株式会社フルキャスト
株式会社トップスポット
株式会社フルキャストシニアワークス
株式会社フルキャストポーター
株式会社おてつだいネットワークス
株式会社フルキャストグローバル
ミニメイド・サービス株式会社
株式会社Fullcast International
株式会社ヘイフィールド
株式会社インプリ
株式会社リリースベース
株式会社ツクリックス
株式会社ビート
株式会社Jフォスター
Fiah株式会社
Ann株式会社
mico株式会社

営業支援事業（代理店販売、コールセンター事業等）

[主な事業体] 株式会社エフプレイン
株式会社エムズライン
株式会社F S P
株式会社クリエージェンシー

飲食事業（飲食チェーン事業等）

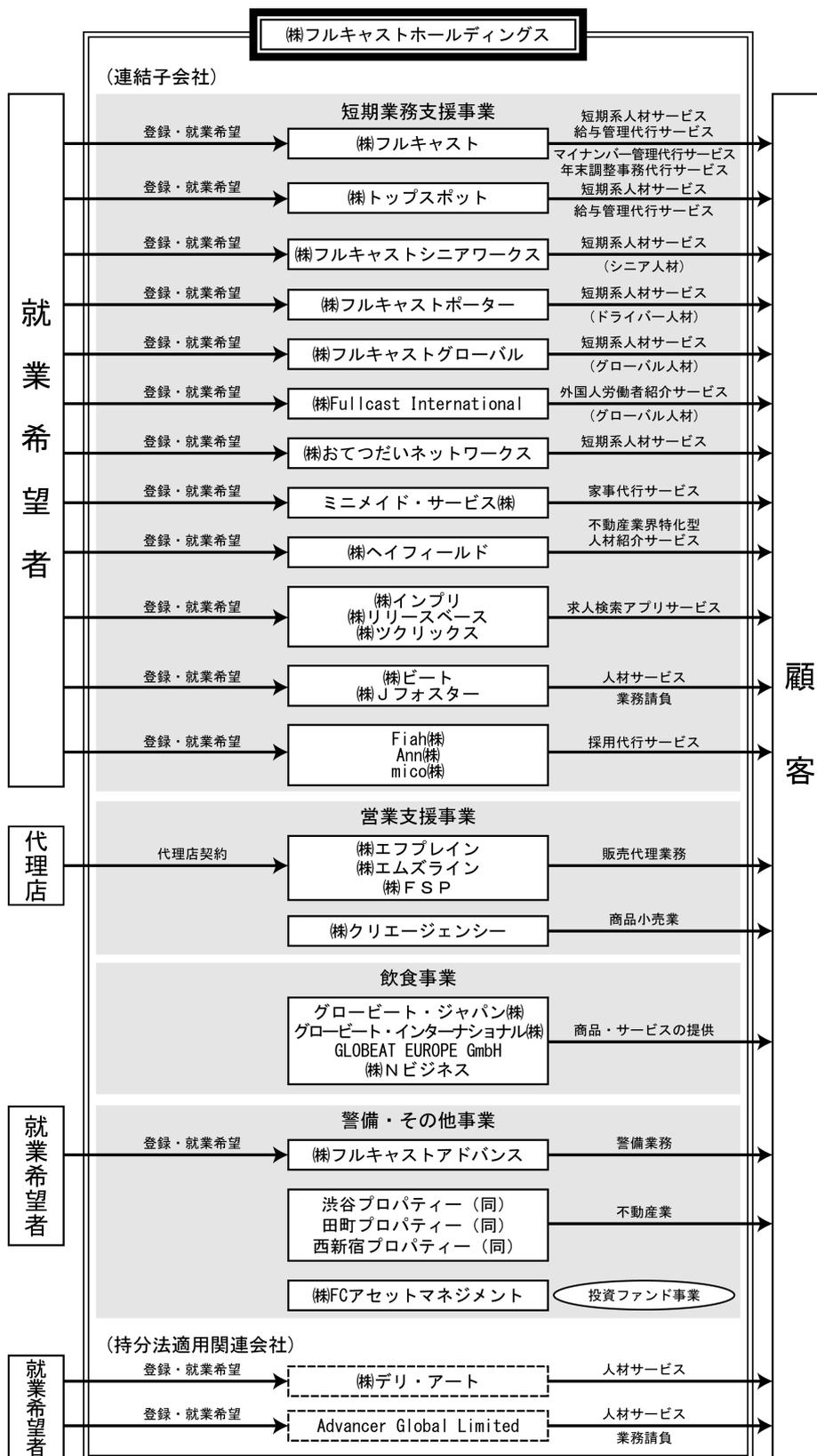
[主な事業体] グロービート・ジャパン株式会社
グロービート・インターナショナル株式会社
GLOBEAT EUROPE GmbH
株式会社Nビジネス

警備・その他事業（警備業務等）

[主な事業体] 株式会社フルキャストアドバンス
渋谷プロパティ合同会社
田町プロパティ合同会社
西新宿プロパティ合同会社
株式会社F Cアセットマネジメント

なお、当社は特定上場会社等であります。特定上場会社等に該当することにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

事業の系統図は、次のとおりであります。



注1: 図の内容は2025年12月31日現在の状況であります。
 注2: []は当社、[]は連結子会社、[]は持分法適用関連会社であります。

4 【関係会社の状況】

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有（又 は出資） 割合 (%)	関 係 内 容
(連結子会社) 株式会社フルキャスト (注3, 11)	東京都 品川区	100	短期業務支援事業	100.0	・経営指導、業務受託、システム貸与等のサービスを提供しております。 ・役員の兼任等：1名 ・資金援助等：運転資金の貸付・借入
株式会社トップスポット	東京都 品川区	113	短期業務支援事業	100.0	・経営指導、業務受託、システム貸与等のサービスを提供しております。 ・役員の兼任等：1名 ・資金援助等：運転資金の貸付・借入
株式会社フルキャストシニアワークス	東京都 品川区	80	短期業務支援事業	100.0	・経営指導、業務受託、システム貸与等のサービスを提供しております。 ・役員の兼任等：1名 ・資金援助等：運転資金の貸付・借入
株式会社フルキャストポーター	東京都 品川区	80	短期業務支援事業	100.0	・経営指導、業務受託、システム貸与等のサービスを提供しております。 ・役員の兼任等：1名 ・資金援助等：運転資金の貸付・借入
株式会社フルキャストグローバル	東京都 品川区	80	短期業務支援事業	100.0	・経営指導、業務受託、システム貸与等のサービスを提供しております。 ・役員の兼任等：1名 ・資金援助等：運転資金の貸付・借入
株式会社Fullcast International	東京都 品川区	50	短期業務支援事業	51.0	・業務受託、システム貸与等のサービスを提供しております。 ・役員の兼任等：1名 ・資金援助等：運転資金の貸付・借入
株式会社おてつだいネットワークス	東京都 品川区	50	短期業務支援事業	100.0	・当社の賃借建物の一部を事務所用として転貸しております。 ・経営指導、業務受託、システム貸与等のサービスを提供しております。 ・役員の兼任等：1名 ・資金援助等：運転資金の貸付・借入
ミニメイド・サービス株式会社	東京都 渋谷区	30	短期業務支援事業	100.0	・経営指導、業務受託、システム貸与等のサービスを提供しております。 ・役員の兼任等：1名 ・資金援助等：運転資金の貸付・借入
株式会社ハイフィールド	東京都 渋谷区	4	短期業務支援事業	100.0	・経営指導等のサービスを提供しております。 ・役員の兼任等：1名
株式会社インプリ	東京都 新宿区	3	短期業務支援事業	100.0	・役員の兼任等：1名
株式会社リリーススペース	東京都 新宿区	1	短期業務支援事業	100.0 (100.0)	—
株式会社ツクリックス (注6)	神奈川県 茅ヶ崎市	2	短期業務支援事業	100.0	—

株式会社ビート (注9)	神奈川県 横浜市	50	短期業務支援事業	30.0	・役員の兼任等：2名
株式会社Jフォスター (注9)	福岡県 福岡市	10	短期業務支援事業	30.0 (30.0)	—
Fiah株式会社 (注8)	東京都 新宿区	98	短期業務支援事業	100.0	—
Ann株式会社 (注8)	東京都 新宿区	1	短期業務支援事業	100.0 (100.0)	—
mico株式会社 (注8)	東京都 新宿区	5	短期業務支援事業	100.0 (100.0)	—
株式会社エフブレイン	東京都 港区	80	営業支援事業	100.0	・経営指導、業務受託、システム貸与等のサービスを提供しております。 ・役員の兼任等：2名 ・資金援助等：運転資金の貸付・借入
株式会社エムズライン	東京都 港区	1	営業支援事業	100.0 (100.0)	・経営指導、システム貸与等のサービスを提供しております。
株式会社F S P	東京都 港区	1	営業支援事業	100.0 (100.0)	・経営指導、システム貸与等のサービスを提供しております。
株式会社クリエージェンシー (注9)	東京都 港区	10	営業支援事業	30.0 (30.0)	—
グロービート・ジャパン株式会社	東京都 杉並区	10	飲食事業	100.0	・役員の兼任等：1名
グロービート・インターナショナル株式会社	東京都 杉並区	1	飲食事業	100.0 (100.0)	—
GLOBEAT EUROPE GmbH	ドイツ	千ユーロ 25	飲食事業	100.0 (100.0)	—
株式会社Nビジネス (注6)	東京都 杉並区	10	飲食事業	100.0 (100.0)	—
株式会社フルキャストアドバンス	東京都 品川区	50	警備・その他事業	100.0	・当社の賃借建物の一部を事務所用として転貸しております。 ・経営指導、業務受託、システム貸与等のサービスを提供しております。 ・役員の兼任等：1名 ・資金援助等：運転資金の貸付・借入
渋谷プロパティ合同会社 (注6)	東京都 品川区	1	警備・その他事業	100.0	・資金援助等：運転資金の貸付・借入
田町プロパティ合同会社 (注6)	東京都 品川区	1	警備・その他事業	100.0	・資金援助等：運転資金の貸付・借入

西新宿プロパティ合同会社 (注6)	東京都品川区	1	警備・その他事業	100.0	・資金援助等：運転資金の貸付・借入
株式会社FCアセットマネジメント (注7)	東京都品川区	10	警備・その他事業	55.0	・資金援助等：運転資金の貸付・借入
株式会社フルキャストビジネスサポート	東京都品川区	9	全社	100.0	・当社の賃借建物の一部を事務所用として転貸しております。 ・業務受託、システム貸与等のサービスを提供しております。 ・資金援助等：運転資金の貸付・借入
(持分法適用関連会社) 株式会社デリ・アート	東京都千代田区	43	労働者派遣事業	20.0	—
Advancer Global Limited (注2)	シンガポール	百万シンガポールドル 41	雇用サービス 施設管理サービス	25.8	・役員の兼任等：1名

- (注) 1. 連結子会社の主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメント区分の名称を記載しております。
2. Advancer Global Limitedの資本金については、2025年6月末現在の金額であります。
3. 特定子会社であります。
4. 議決権の所有割合の()内数字は、間接所有割合(内数)であります。
5. 有価証券届出書または、有価証券報告書を提出している会社はありません。
6. 2025年1月31日付で㈱ツクリックスの株式を取得、2025年2月28日付で渋谷プロパティ(同)及び田町プロパティ(同)並びに2025年4月25日付で西新宿プロパティ(同)の持分を取得、2025年10月29日付で㈱Nビジネスの株式を取得し、連結子会社としております。
7. 2025年8月8日付で投資事業を営む㈱FCアセットマネジメントを設立し、連結子会社としております。
8. 2025年12月24日付でFiah㈱の株式を取得し、同社及びその子会社を連結子会社としております。
9. 当社の持分法適用関連会社であった㈱ビート及びその子会社を実質的な支配に基づき当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
10. 当社の連結子会社であった㈱ワークアンドスマイルは、2025年12月23日付で清算終了し連結の範囲から除外しております。
11. ㈱フルキャストについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(単位：百万円)

	株式会社フルキャスト
売上高	44,642
経常利益	4,050
当期純利益	2,777
純資産額	2,923
総資産額	13,696

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(2025年12月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)
短期業務支援事業	1,028名 [1,620名]
営業支援事業	56名 [92名]
飲食事業	230名 [851名]
警備・その他事業	59名 [20名]
全社(共通)	142名 [146名]
合計	1,515名 [2,729名]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。
 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
 3. 短期業務支援事業において、前連結会計年度末と比べ従業員数が279名増加しておりますが、その主な要因は、(株)ビート及びその子会社を当連結会計年度より連結の範囲に含めたことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

(2025年12月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
101名 [126名]	40.1歳	12年0ヶ月	5,733千円

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 当社の従業員は、主に当社グループ全体に係る管理・企画等の業務を行っており、全社(共通)に区分しております。

(3) 労働組合の状況

当社及び当社グループ会社には、企業内労働組合は結成されておられません。なお、労使関係について特筆すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

(2025年12月31日現在)

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%)	男性労働者の育児休業取得率(%)	労働者の男女の賃金の差異(%)		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
19.2	57.9	68.3	76.3	84.5

- (注) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「持続的な企業価値の向上」を重要な経営課題の1つとして位置付けております。

「企業価値の向上」は、株主及び投資家の皆様による当社への期待収益を反映した資本コストを上回るROEを実現することであるという考えのもと、ROEを「企業価値の向上」を示す目標指標とし、資本効率を重視した経営を実践してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、「企業価値の向上」を示す目標指標をROE20%以上にすると共に、財務の健全性を確保しつつ必要な成長投資を行うための適切な負債水準を維持するためデットエクイティレシオ1.0倍を上限とする方針とし、資本効率を重視した経営を実践すると共に、財務の健全性を確保しながら収益性、成長性のバランスを重視し、企業価値の最大化を図ってまいります。

(3) 経営環境及び会社の対処すべき課題

<経営環境>

当社連結の売上高及び営業利益は、当社グループの主力セグメントである短期業務支援事業の売上高の構成比率が高く、約8割を占めております。短期業務支援事業セグメントでは、紹介、BPO、派遣、請負の4つの短期人材サービスを展開しており、顧客企業の需要に柔軟に対応することが出来ております。

当社グループが主として事業を展開している人材サービス業界を取り巻く環境においては、就業者数及び就業率が前年同期比で増加していること等、雇用情勢は改善の動きがみられ、人手不足感が高い水準となっております。先行きに関しましては、緩やかな回復が続くことが期待されます。

また、個人の価値観やライフスタイルが多様化してきており、柔軟な働き方を求める働き手と企業の効率性への期待が市場拡大と連動し、事業成長のドライバーとして機能していると認識しております。今後は、グループシナジーを最大化し、広告・ブランド認知の拡大とサービスの付加価値向上を同時に実現することで、市場での優位性を確立し、事業のさらなる発展を推進してまいります。加えて、職域の拡大を中心に、グループ全体の資源を最大限に活用しながら収益力の向上を図り、M&Aを通じた事業強化と企業価値向上を実現してまいります。

<会社の対処すべき課題>

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（1）及び（2）」に記載の経営方針及び経営指標を実現していく上で、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりです。

① 持続的な企業価値の向上

当社グループは、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（1）会社の経営の基本方針」に記載したとおり、「持続的な企業価値の向上」を重要な経営課題の1つとして位置付け、当社グループの主力事業である短期業務支援事業における「紹介（注1）」及び「BPO（注2）」サービスの更なる収益拡大を実現すると共に、株主還元を継続して行うことで適正な株主資本の額を維持し、資本効率性を重視した経営の実践に取り組んでまいります。

また、引き続きコンプライアンス最優先の経営を推進し、その維持・向上に努めると共に、全てのステークホルダーからの信頼構築を最優先事項として事業に取り組んでまいります。

（注）1. 「アルバイト紹介」サービスに加えて、㈱ヘイフィールドの不動産業界特化型の人材紹介サービス、㈱インプリグループ及び㈱ツクリックスの求人検索アプリサービスを「紹介」と呼称しております。

2. 「アルバイト給与管理代行」サービスに加えて、「マイナンバー管理代行」及び「年末調整事務代行」等その他の人事労務系BPOサービス並びに㈱BODグループのバックオフィス系BPOサービスを「BPO」と呼称しております。なお、2024年3月29日付で当社の連結子会社であった㈱BODの全株式を譲渡したことに伴い、前連結会計年度は、同社と同社の子会社である㈱HRマネジメント、㈱プログレス及び㈱BPCの損益を3か月分取り込んでおります。

②「中期経営計画 2029」の実現

当社グループは、「中期経営計画 2029」に基づき、「中期経営計画の最終年度で、連結営業利益125億円の達成を目指す。」を目標に、その実現に取り組んでまいります。

「中期経営計画 2029」の概要は次の通りです。

a) 対象期間

2025年12月期から2029年12月期を対象期間とする5か年

b) 数値目標

2029年12月期 連結営業利益 125億円

c) 主要な経営指標

「持続的な企業価値の向上」を実現するための指標 : ROE20%以上

「株主還元」に係る指標 : 総還元性向50%

「資本政策の基本方針」を支える指標 : DEレシオ上限1.0倍

d) 事業戦略の概要

■短期業務支援事業

- ・グループシナジーを最大化し、広告・ブランド認知の拡大とサービスの付加価値向上を同時に実現することで、市場での優位性を確立し、事業のさらなる発展を推進する。

■営業支援事業

- ・最先端のマーケティング活用による新規獲得、多様な商品ラインナップ拡充、最新トレンドを取り入れたエンタメ事業拡大で、競争力ある営業支援を推進する。

■飲食事業

- ・ブランド強化と店舗拡大の両軸で事業を推進し、海外出店を中心としたグローバル展開を加速させ、新たなファン層の獲得と持続的な成長を実現する。

■警備・その他事業

- ・厳格な警備員教育、業務提携の促進、大阪万博・世界陸上などの大規模イベント対応の最適化を通じて、警備事業の成長を加速する。

③2026年12月期目標

当社グループは、「事業セグメントの見直し及び子会社の再編を通じた事業運営の最適化、グループ全体の生産性を高めることによる収益力の向上、M&Aの推進に伴う事業領域の拡充」を2026年12月期の目標とし、以下の施策に取り組んでまいります。

■短期業務支援事業全体の生産性向上

- ・子会社の吸収合併による事業集約の実施
- ・拠点集約、廃店の実施

■人材関連サービスの拡充

- ・Fiah(株)と連携した送客・紹介のさらなる拡大と求職者のキャリアアップ機会の創出
- ・RGFタレントソリューションズ(株)及びRGF International Recruitment Holdings Limited (以下、「RGF社等」と言う。)との協働による国内外の企業への新たな人材ソリューションの提供
- ・既存サービスとの連携によるシナジーの追求

■飲食事業への投資拡充

- ・国内外の新規出店の継続実施及び新業態の店舗数の拡大

■M&Aの強化及びPMIの推進

- ・当社グループの周辺領域を主要なターゲットとし、その他の領域も含むM&Aの実施
- ・短期領域の人材マッチング業を営む(株)エントリー (2026年1月30日付で連結子会社化)、グローバル・ハイクラス領域の人材紹介業を営むRGF社等 (2026年4月1日付で連結子会社化予定) へのPMIを推進することによる利益率の改善

■将来の経営幹部候補の獲得を目的とした新卒採用プロジェクトの推進

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ全般に関する開示

①ガバナンス

a) 「フルキャストグループ・サステナビリティ基本方針」

フルキャストグループは、企業理念である、「すべての人をいちばん輝ける場所へ。」を掲げ、持続的な企業価値の向上を実現していくことで、社会課題の解決に貢献すること、そして我々の事業に関わる全てのステークホルダーの皆様の信頼を勝ち取ることをサステナビリティに係る基本方針としています。なお、以下のサステナビリティ活動を推進してまいります。

1. 短期的な人材サービスを主として営んでいるため、気候変動問題が当社グループの事業に大きな影響を及ぼすことは想定しづらい状況にありますが、地球環境の持続的な発展のため、当社グループが貢献し得る環境負荷の低減や資源の効率的な運用を推進します。
2. 企業活動の人権への影響やリスクに適切に対応し、人権侵害の未然防止に努めます。
3. 従業員の成長が持続的な企業価値向上の源泉であることを自覚し、人種・国籍・性別・年齢等に拘らない採用や育成に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスに配慮した就業環境の改善に努めます。
4. 人材サービス業を営む上で重要な取引先となる、就業希望者及び顧客企業との信頼確立、公正・適正な取引に努めます。

b) コーポレート・ガバナンス体制

当社グループは、事業の持続性を強化・推進するため、サステナビリティ課題に関する対応方針や重要事項については、取締役会で決議・報告する体制を整備しております。

取締役会は、「フルキャストグループ・サステナビリティ基本方針」に基づき、サステナビリティ課題に関して報告を受け、監督しております。

サステナビリティに関する専門的な委員会は設置しておりませんが、法務部が主体となり、グループ会社を含め、人的資本及び気候変動問題を始めとしたサステナビリティ課題を抽出・議論し、適時報告する体制を構築しております。また、当社グループでは、組織におけるリスクを適切に管理するため、リスク管理最高責任者として代表取締役社長CEO、リスク管理実務責任者として法務部長を置き体制を整えております。法務部長は、代表取締役社長CEOの指示に従い、監査等委員会を始めとする当社機関と連携を図り、代表取締役社長CEOの任務遂行を補佐しております。

これらの体制により十分にコーポレート・ガバナンスが機能していると考えております。

②リスク管理

a) サステナビリティ全般に関するリスクの特定・評価プロセス

サステナビリティ全般に関するリスク及び機会は、当社グループの取締役会において、識別・評価されております。まず、法務部が各部局から情報収集を行い、リスク及び機会の現状把握に努めます。取締役会では、法務部が取りまとめた内容を踏まえ、リスクと機会を識別いたします。また、当該リスクと機会の評価にあたっては、識別したリスクと機会が当社グループの事業活動や収益等に与える財務的影響を分析し、その影響度を評価します。そして、この評価結果に基づき、リスクを低減し機会を最大化するための目標や具体策を盛り込んだ活動計画を、取締役会にて協議・決定しております。取締役会で協議・決定された内容は法務部を通し、各部局に伝達され、実行されます。

b) サステナビリティ全般に関するリスクの管理プロセス及びグループ管理リスクとの統合状況

当社グループは、「リスク管理基本規程」に基づき、当社グループにおけるリスク管理体制に関する基本的事項を定め、人的資本及び気候変動に関するリスクを含め、リスク管理の効率的且つ確実な運用を図り、リスク管理体制の基に統合されております。

また、リスク管理実務責任者は法務部長とし、法務部長は、リスク管理最高責任者である代表取締役社長CEOの指示に従い、監査等委員会を始めとする当社機関と連携を図り、代表取締役社長CEOの任務遂行を補佐することとしております。

加えて、代表取締役社長CEOは、リスク管理体制のための取り組みや業務プロセス整備の状況につき、定期的に取締役会に報告すると共に、重大な事案等が発生した場合には直ちに取締役会に報告する体制を整えております。

③戦略

a) サステナビリティ全般に関するリスクの特定・評価プロセス

当社グループは、以下のフローに則り、マテリアリティを特定しております。

1. SDGsを理解。
2. 企業理念、ビジョン及び戦略とSDGsとの整合を図る。
3. 自社の戦略を踏まえて、課題を特定。
4. 重要課題（マテリアリティ）を特定。

b) SDGsへの取り組み

当社は、SDGsの17の目標に対して賛同します。

また、当社の企業理念である、「すべての人をいちばん輝ける場所へ。」を実現していくことで、以下のSDGsの各目標に貢献することを当社の重要課題（マテリアリティ）ととらえております。

8. 働きがいも経済成長も

当社グループは、短期間のマッチング機会を就業希望者、雇用希望企業双方に提供し続けることにより、就業希望者における就業機会及び雇用希望企業における労働力を提供し続けます。このことにより、就業希望者における働きがいと雇用希望企業における経済成長に貢献してまいります。

5. ジェンダー平等を実現しよう

年齢、性別、属性にとらわれない就業機会を就業希望者に提供することで、ジェンダー平等の実現に貢献してまいります。

10. 人や国の不平等をなくそう

国内全域の、かつ、国籍にとらわれない、就業機会を就業希望者に提供することで、人や国の不平等をなくすことに貢献してまいります。

9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

労働力人口が減少していく国内の労働環境に対して、当社が、短期間のマッチングサービスを、成長ないしは革新を目指す企業に提供し、必要な労働力を充足させることにより、産業の成長と技術革新の基盤づくりに貢献してまいります。

c) サステナビリティについての取り組み

当社グループは、持続的な企業価値の向上を実現していくことで、サステナビリティ課題の解決に貢献すること、そして我々の事業に関わる全てのステークホルダーの皆様の信頼を勝ち取ることをサステナビリティに係る基本方針としており、以下のサステナビリティについての取り組みを実践してまいります。

- ・当社グループは、短期間のマッチング機会を就業希望者、雇用希望企業双方に提供し続けることにより、就業希望者における就業機会及び雇用希望企業における労働力を提供し続けます。このことにより、就業希望者における働きがいと雇用希望企業における経済成長に貢献してまいります。特に、労働力人口が減少する、国内の労働環境において、若者、女性、高齢者、外国人といった労働参加余地のある層であり、且つ、短期でしか働けない、短期で働きたい層を中心に短期間のマッチング機会を就業希望者、雇用希望企業双方に提供し続けることに加えて、当社グループが成長することを通じて、双方の機会を拡充させます。

- ・年齢、性別、属性にとらわれない就業機会を就業希望者に提供することで、ジェンダー平等の実現に貢献してまいります。特に、当社グループの主たるセグメントである短期業務支援事業における紹介、派遣等の稼働者のうち、女性の割合は47.1%（2025年12月期）を占めており、当社グループが成長することを通じて、女性の就業希望者に対する就業機会の拡充に貢献してまいります。また、高齢者に特化した人材サービスを

提供する子会社である株式会社フルキャストシニアワークスを通じて高齢者層の就業機会の拡充に貢献してまいります。

・国内全域の、且つ、国籍にとらわれない、就業機会を就業希望者に提供することで、人や国の不平等をなくすことに貢献してまいります。特に、国内に在留資格のある外国人に特化した人材サービスを提供する子会社である株式会社フルキャストグローバル及び特定技能資格を有する外国人に特化した人材サービスを提供する子会社である株式会社Fullcast Internationalを通じて外国人の就業機会の拡充に貢献してまいります。

・労働力人口が減少していく、国内の労働環境に対して、当社が、マッチングサービスを、成長ないしは革新を目指す企業に提供し、必要な労働力を充足させることにより、産業の成長と技術革新の基盤づくりに貢献してまいります。特にマッチングサービス・機会を提供する上で、人材マッチングに係る基幹システムの利便性・効率性の向上は必要不可欠であり、継続的な向上に努め、マッチング機会を拡充させます。また、DXを実装できる機会が増えつつあり、積極的に実践してまいります。

④指標及び目標

当社グループは、「フルキャストグループ・サステナビリティ基本方針」に基づいた活動を推進しておりますが、現在は具体的な指標及び目標を設定しておりません。今後、企業価値向上に向けたサステナビリティに関する指標及び目標について検討を進めてまいります。

(2) 人的資本、多様性に関する開示

①戦略

・人的資本への投資等

人的資本への投資については、当社グループが持続的な企業価値の向上を実現していくうえで、人員の増強は必要不可欠であり、継続的、かつ、年々増加する新卒や中途採用を実現するための必要な投資を実施しているほか、当社グループの臨時従業員や当社グループを通じて派遣・紹介しているスタッフに対して、正社員への転用機会を定期的に設けるなどして、人員の増強を実現してまいります。また、新卒・中途入社社員の入社後速やかな戦力化も、持続的な企業価値向上を実現していく上で必須であり、入社3年目までを対象にした実務中心の研修メニューを充実させています。また、研修メニューの精度、機会の拡充、段階的な上位職各層に対するメニューの拡充等を含めた研修メニューの見直しを毎期実施しております。加えて、役職員に対するサステナビリティに対する意識向上を目的とした研修制度の確立に向けて、研修メニューの策定等の準備を進めております。

加えて、正社員における新卒強化に関連した取り組みとして、将来の経営幹部候補の獲得を目指す新卒採用プロジェクトを実行しております。選考活動を経営幹部が担い、社長が最終面接を行う、成長志向人材を対象とする採用イベントやインターンシップの場をはじめ、社長自らが当社の経営幹部と共に参加するといった形で新卒人材と直接コミュニケーションを取ることができる機会を設けている他、入社時の配属から役員就任までのキャリアプランを提示する等、ターゲット層の獲得に向けた取り組みを推進しております。

・多様性の確保についての考え方

当社グループでは、性別・国籍・年齢・職歴等の属性によらない多様性の確保を、中核人材に留まらず、正社員、臨時従業員、当社グループを通じて派遣・紹介により勤務する就業希望者含めて推進してまいります。当社グループで勤務する正社員及び臨時従業員を含めた女性比率は、2025年12月末時点で60.0%であり、最低限の比率を50.0%とし、これを維持してまいります。当社グループにおける女性管理職比率は、2025年12月末時点で10.4%です。さらに、人事制度及び研修の拡充を推進し、2030年12月末までの女性管理職比率15.0%の実現及び向上に努めてまいります。外国人、中途採用者は、管理職として登用する上で国籍や採用時期による差異は想定していないため、現時点では管理職登用の目標策定・開示は行っておりません。

②指標及び目標

当社グループは、上記「①戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりであります。

指標	目標	目標年	実績（当連結会計年度）
正社員及び臨時従業員を含めた女性比率	50%（維持）	2025年	60.0%
女性管理職比率	15%以上（維持）	2025年	10.4%
短期業務支援事業における紹介、派遣等の稼働者に占める女性比率	50%維持	2025年	47.1%

2026年12月期以降におきましては、引き続き以下の目標を設定し、取り組んでまいります。

指標	目標	目標年
正社員及び臨時従業員を含めた女性比率	50%	2030年
女性管理職比率	15%	2030年
短期業務支援事業における紹介、派遣等の稼働者に占める女性比率	50%	2030年

(3) 気候変動に関する開示

当社グループは、企業理念である、「すべての人をいちばん輝ける場所へ。」を掲げ、持続的な企業価値の向上を実現していくことで、社会課題の解決に貢献すること、そして我々の事業に関わる全てのステークホルダーの皆様の信頼を勝ち取ることをサステナビリティに係る基本方針としております。

当社グループは、地球温暖化による気候変動がもたらす問題が事業および財務に及ぼす影響を考慮し、気候関連リスクを特定しております。また、リスクマネジメントの観点から既に特定しているリスクへの取り組みに加え、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）が提唱するフレームワークに則り、気候変動に関するリスクと機会についてシナリオ分析を行いました。今後は気候変動が当社グループの事業に及ぼす影響を把握し、適切に対応を進めるとともに、関連する情報開示の充実化を進めてまいります。

尚、2023年12月期よりTCFDが推奨する「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標及び目標」に関する情報を開示しております。当社グループのTCFDが提唱するフレームワークに基づく気候関連情報の内容につきましては、「統合報告書2025」をご参照ください。

（ご参考）

統合報告書2025

https://www.fullcastholdings.co.jp/assets/upload/2025/04/integratedreport_20250331-1.pdf

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは以下の通りであります。また、投資者に対する積極的な情報開示の観点から、事業上のリスクに必ずしも該当しないと考えられる事項であっても投資者が投資判断をするうえで、あるいは当社グループの事業活動を理解するうえで重要であると考えられる事項を含めて記載しております。

なお、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績等の状況に与える影響につきましては、合理的に予見することが困難であるため記載しておりません。

当社グループは、リスク発生の可能性の認識及び発生回避並びに発生した場合における対応に最大限の努力を払う所存であります。下記事項には、将来に係るリスク要因が含まれておりますが、これらの事項は当有価証券報告書の提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) グループの事業展開方針について

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを強化すると共に、経営戦略の決定及び戦術実行の迅速化を図ることで企業競争力の強化に努めておりますが、これらの決定及び実行に予想以上の時間を要した場合や、収益への貢献が計画どおり進まなかった場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

短期業務支援事業においては、2012年10月1日に施行された労働者派遣法改正法に対応した、「紹介」及び「BPO」等を展開しております。また、ミニメイド・サービス(株)の「家事代行サービス」、(株)ヘイフィールドの「不動産業界特化型人材紹介サービス」、(株)インプリグループ及び(株)ツクリックスの「求人検索アプリサービス」を提供しておりますが、これらの事業収益が見込みどおりに推移しない場合には、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

営業支援事業においては、通信商材等の営業支援、コールセンター業務などを展開しておりますが、同事業の事業収益が見込みどおりに推移しない場合、多額の資金投入を要する場合、販売商品の商品力が低下した場合等には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

飲食事業においては、飲食チェーン事業を営んでおりますが、同事業の事業収益が見込みどおりに推移しない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

警備・その他事業においては、主に公共施設や一般企業などに対する警備業務等を展開しておりますが、同事業の事業収益が見込みどおりに推移しない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

今後、当社グループは、既存事業の強化に加えて、新会社の設立や、M&A、業務提携等の手法により、新たな事業を開始する可能性があります。新規事業には不確定要因が多く、当該新規事業に係る法的規制や当社グループを取り巻く環境の変化等により、当初期待したシナジー効果が得られず、事業収益が見込みどおりに推移しない場合には、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、海外企業の買収によって、当社グループには為替リスク、買収先企業の事業に適用される現地規制に係るリスク及びカントリーリスクが生じます。これらのリスクが具現化した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

なお、当社グループは事業シナジーが見込まれない関係会社株式及び投資有価証券は売却する方針であります。株式保有先の業績悪化による時価又は実質価額の著しい下落などにより、関係会社株式及び投資有価証券並びにのれんに係る減損処理を行うこととなった場合には、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制について

① 法的規制の変更について

当社グループが行う事業に適用される労働者派遣法、労働基準法、職業安定法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）、出入国管理及び難民認定法（入管法）、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）、食品衛生法、風営法、その他の関係法令について、社会情勢の変化などに伴って、施行及び改正ないしは解釈の変更などが実施される場合、その内容によっては、当社グループが行う事業に重大な影

響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、当該リスクへの対応策として、当社グループが行う事業に適用される各法令の改正ないしは解釈の変更に関して適時に情報を収集し、適切に対処し、当社グループの経営成績、財政状態に与える影響を早期に把握するよう努めております。

② 人材紹介事業について

当社グループでは、職業安定法に基づき、厚生労働大臣の許可を受け有料職業紹介事業を行っております。許可の有効期間は5年であり、更新が必要となった際に第31条の許可の基準に適合せず非継続となった場合、また第32条に定められた許可の欠格事由に該当した場合や許可の取り消し事由に該当した場合には、許可の取消、事業廃止命令または事業停止命令を受けることがあります。当社グループでは、当該リスクへの対応策として、企業コンプライアンス及びリスクマネジメントの強化を図り法令違反を未然に防止するよう努めておりますが、将来何らかの理由により許可の取消等があった場合には、サービスの提供を継続することができなくなることから、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

③ 派遣事業について

当社グループでは、労働者派遣法に基づき、厚生労働大臣の許可を受け労働者派遣事業を行っております。許可の有効期間は5年であり、更新が必要となった際に第7条の許可の基準に適合せず非継続となった場合、また、関係法令違反や、第6条に定められた許可の欠格事由に該当した場合及び第14条に定められた許可の取り消し事由に該当した場合には、許可の取消、事業廃止命令または事業停止命令を受けることがあります。

当社グループでは、当該リスクへの対応策として、企業コンプライアンス及びリスクマネジメントの強化を図り法令違反を未然に防止するよう努めておりますが、将来何らかの理由により許可の取消等があった場合には、サービスの提供を継続することができなくなることから、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

④ アルバイト給与管理代行等各種事務代行業について

当社グループにおいては、業務委託契約に基づき、当該契約の顧客企業から独立して委託を受けた業務を行っておりますが、委託業務の未完了や報告遅延により損害賠償債務を負う可能性があります。当該リスクが顕在化した際には、事業効率化などの内部努力によるコスト削減などにより吸収するよう取り組む所存ですが、損害賠償金額によっては、これらの取り組みによって吸収できない場合、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 請負事業について

当社グループにおいては、請負契約に基づく請負事業者として、当該契約の顧客企業から独立して請け負った業務を完遂しております。その業務の遂行にあたっては、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）その他の関係法令に従っております。

請負事業の特性上、生産性のリスクや不良品発生リスクを負っております。当社グループでは、当該リスクへの対応策として、当該リスクが顕在化した際には、事業効率化などの内部努力によるコスト削減などに取り組む所存ですが、これらの取り組みによって影響額を吸収できない場合、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 社会保険料負担について

今後、法改正により社会保険及び雇用保険の適用範囲が拡大された場合や、顧客企業における人材不足が恒常化し、短期的な人材ニーズがより長期化することで、派遣事業及び請負事業が拡大した結果、社会保険被保険者が増加した場合には、社会保険料負担額が増加することとなります。また、取得・喪失手続きの処理対象件数自体が増加し、事務処理費用が増加する可能性があります。当社グループでは、当該リスクへの対応策として、法令の改正に関して適時に情報を収集し、当社グループの経営成績、財政状態に与える影響を早期に把握するよう努めると共に、当該リスクが顕在化した際には、顧客に対する請求金額への転嫁や業務効率化などの内部努力によるコスト削減などに取り組む所存ですが、これらの取り組みによって費用の増加を吸収できない場合には、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 景気の動向について

当社グループの短期業務支援事業を軸とした事業構成は、構造的な要因により働き手不足が継続する現環境下において、景気動向の影響は受けにくくなってきてはいますが、当社グループの想定を上回る景気の悪化等があった場合、当社グループの経営成績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、当該リスクへの対応策として、定期的に景気動向及び市場動向のモニタリングを行うとともに、エリア及び顧客業種特性に応じた営業戦略の推進、営業力の強化に加えて、生産性の向上による利益率の改善に継続的に取り組むことで、当該リスクの低減化を図ってまいります。

(4) 顧客企業及びスタッフのデータベース管理について

当社グループは、顧客企業のニーズに合った最適任者の迅速なマッチングを行い、スタッフ配置の効率化を図るため、スタッフの勤務態度や職種ごとの経験並びに顧客企業に関する情報などをデータベース化し管理しております。

データベース化した情報は、サーバーの故障などに備えバックアップを行っており、またサーバー自体は万が一のトラブルに陥った場合に備え複数台での冗長化された構成にて運用しておりますが、地震などの災害、サイバー攻撃、人為的なミスやその他の原因によりサーバーが同時に停止するなどのトラブルが発生し、システムが停止する事態に陥った場合、業務に支障をきたす結果となり、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、当該リスクへの対応策として、今後とも必要に応じて情報化投資を進め、コストやサービス面での差別化を図っていく計画であります。これらの投資が必ずしも今後の売上増加に結びつくとは限らず、投資効率が悪化する可能性があります。

また、個人情報を含むデータの管理につきましては、明確な取扱基準を定めるとともに、システムに対するアクセス権限の厳格化や内部監査の強化などを通じて、個人情報への不正アクセス、または個人情報の紛失、改ざん、漏洩等の予防に努めておりますが、何らかの原因により情報が漏洩する事態が発生した場合、当社グループに対する社会的信用が失墜し、売上高の減少や損害賠償の請求などをもたらす結果となり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) スタッフに係る業務上の災害及び取引上のトラブルについて

① 人材紹介事業について

求人に応募したスタッフの選定において、当社の過失により顧客先企業の求人条件を逸脱したスタッフを選定し、紹介した場合に、顧客先企業より契約違反により訴訟の提起またはその他の請求を受ける可能性があります。当社グループでは、当該リスクへの対応策として、法務担当者を配して法的危機管理に対処する体制を整えておりますが、訴訟の内容及び金額によっては当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

② 派遣事業について

スタッフが派遣先での業務遂行に際して、または派遣先での業務に起因して、死亡、負傷した場合、または疾病にかかった場合には、労働基準法及び労働者災害補償保険法その他の関係法令上、使用者である当社グループに災害補償義務が課せられます（なお、顧客企業にあたる派遣先事業主には、労働安全衛生法上の使用者責任があり、スタッフに対して民事上の安全配慮義務があります。）。

当社グループでは、当該リスクへの対応策として、スタッフに対する安全衛生教育を徹底するとともに、怪我や病気を未然に防ぐため、作業に関する注意事項の掲示及び配布を実施することで、安全に対するスタッフの意識向上を促しております。また、労働者保護の観点から、労災上積保険として、事業総合賠償責任保険などに加えておりますが、これらの保険がカバーする範囲を超える災害が万が一発生した場合、労働契約上の安全配慮義務違反や不法行為責任などを理由に、当社グループが損害賠償責務を負う可能性があります。

また、スタッフによる派遣先での業務遂行に際して、スタッフの過失による事故や顧客企業との契約違反またはスタッフの不法行為により訴訟の提起またはその他の請求を受ける可能性があります。当社グループでは、当該リスクへの対応策として、法務担当者を配して法的危機管理に対処する体制を整えておりますが、訴訟の内容及び金額によっては当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 従業員確保と定着について

当社グループでは、従業員の定着を図るため、従業員研修の充実化や、従業員のモチベーションを向上させるための施策などに取り組んでおりますが、今後、当社グループの人材が必要以上に流出するような場合には、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 為替リスクについて

当社グループでは、海外事業者との営業取引や海外関係会社からの受取配当金の受取等の外貨建て取引において、現地通貨により取引を行っているため、日本円に換算する際の為替変動リスクを負っています。また、海外関係会社の財務諸表は原則として現地通貨で作成後、連結財務諸表作成のため円換算されております。したがって、決算時の為替レートにより、現地通貨における価値が変わらなかったとしても、円換算後の価値が当社グループの経営成績及び財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、当該リスクへの対応策として、為替動向を考慮しながら、必要に応じて為替予約等によるリスクの軽減化を図っております。

(8) 会計制度、税制等の変更について

当社グループが予期しない会計基準や税制の新たな導入、変更により、当社グループの経営成績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、当該リスクへの対応策として、会計基準や税制の新たな導入、変更に関して適時に情報を収集することで、当社グループの経営成績、財政状態に与える影響を早期に把握するよう努めております。

(9) 大規模な自然災害及び感染症について

当社グループは有事に備えた危機管理体制の整備に努め対策を講じておりますが、台風、地震、津波等の自然災害が想定を上回る規模で発生した場合、また、感染症等が想定を大きく上回る規模で発生及び流行した場合、当社グループ又は当社グループの取引先の事業活動に影響を及ぼし、当社グループの経営成績、財政状態に影響を与える可能性がございます。当社グループでは、当該リスクへの対応策として、BCP（事業継続計画）を策定し、適宜見直しを図ることで、有事の際でも重要な事業を継続または早期復旧ができるよう準備しております。

(10) 気候変動について

気候変動に起因する自然災害の激甚化により、事業所やサプライチェーンが被災した場合には、事業活動の停止による機会損失等により、当社グループの経営成績、財政状態に影響を与える可能性がございます。また、気候変動対策への取組みに関する社会的要請が高まる中、当該取組みが不十分であった場合やステークホルダーからの理解が十分に得られなかった場合には、社会的信用の低下等により、当社グループの経営成績、財政状態に影響を与える可能性がございます。加えて、気候変動対策に関連する新たな法令や規制の導入がなされた場合には、対応費用の増加により、当社グループの経営成績、財政状態に影響を与える可能性がございます。

当社グループとしては、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言に基づき、気候変動に係るリスクと機会の事業への影響について、継続的に分析を行い、積極的な情報開示に努めてまいります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用関連会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費及び雇用情勢に持ち直しの動きがみられること、設備投資は緩やかに持ち直していること等、景気は緩やかに回復しております。景気の先行きに関しましては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待され、その後は、海外経済が緩やかな成長経路に復していくも、わが国経済も成長率を高めていくと見込まれます。一方で、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要であること、加えて、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響等も我が国の景気を下押しするリスクとなっていること、また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要があること等から、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

人材サービス業界を取り巻く環境においては、雇用情勢は改善の動きがみられ、就業者数及び就業率が前年同期比で増加していること等、人手不足感が高まっております。先行きに関しましては、緩やかな回復が続くことが期待されます。

このような環境のもと、当社グループでは、当連結会計年度において、「労働力人口減少下における人手不足需要に今まで以上に対応するために事業基盤の一層の強化を図るとともに、短期労働市場におけるスポットワーク領域において、異業種の本格参入が相次いでいることにより、競争激化が見込まれる事業環境への継続的な対応を図る」を目標としたグループ経営を行い、特に主力サービスである「紹介」、「BPO」を中心にフルキャストグループ全体の収益を伸長させることを主眼とした営業活動を行ってまいりました。加えて、継続してグループ全体の業務効率化を推し進め、生産性を高めることで、利益の最大化を図りつつ、更なる事業拡大に取り組んでまいりました。

a. 経営成績

連結売上高は、77,227百万円（前期比12.6%増）となりました。これは、主に主力事業である短期業務支援事業が増収したことに加え、警備・その他事業、営業支援事業の各セグメントが増収したことによるものです。

利益面では、連結営業利益は7,915百万円（前期比10.9%増）、連結経常利益は7,778百万円（前期比6.4%増）となりました。これは、増収したことに加えて、戦略的投資に係る費用を前期比で削減したこと等によるものです。

親会社株主に帰属する当期純利益は、4,784百万円（前期比12.9%減）となりました。これは、前連結会計年度において、連結子会社である㈱BOD株式を譲渡したことに伴う子会社株式売却益1,295百万円を特別利益に計上していたこと等によるものです。

当社グループは、「持続的な企業価値の向上」を重要な経営課題の1つとして位置付けております。「企業価値の向上」は、株主及び投資家の皆様による当社への期待収益を反映した資本コストを上回るROEを実現することであるという考えのもと、ROEを「企業価値向上」を示す目標指標とし、資本効率を重視した経営の実践に取り組んでおります。なお、当社グループは、ROE20%以上を目標指標としております。

当連結会計年度末時点におけるROEは16.1%となり、前連結会計年度末時点の20.3%に比べ4.2ポイント低下しております。

当社グループは、2025年1月31日付で㈱ツクリックスの株式を取得、2025年2月28日付で渋谷プロパティ合同会社（以下、「(同)」と記載します。）及び田町プロパティ(同)並びに2025年4月25日付で西新宿プロパティ(同)の持分を取得、2025年10月29日付で㈱Nビジネスの株式を取得し、これら5社を連結子会社としております。また、2025年12月24日付でFiah㈱の株式を取得し、同社及びその子会社を連結子会社としております。

2025年8月8日付で新たに設立した㈱FCアセットマネジメントを連結の範囲に含めております。

当社の持分法適用関連会社であった㈱ビート及びその子会社を実質的な支配に基づき当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

なお、当社の連結子会社であった㈱ワークアンドスマイルは、2025年12月23日付で清算終了し連結の範囲から除外しております。

事業別の状況

セグメント別の業績は次のとおりです。

i) 短期業務支援事業

短期業務支援事業の売上高は61,097百万円（前期比10.6%増）となりました。これは、前連結会計年度に㈱BODを連結の範囲から除外したことに伴い「BPO」が減収となったことに対し、顧客需要の拡大を取り込むことで「紹介」、「派遣」、「請負」の各サービスの売上高を伸ばせたこと、加えて、2025年10月1日から連結子会社となった㈱ビートの業績を取り込んだこと等によるものです。

利益面では、増収したことに伴い、セグメント利益（営業利益）は8,469百万円（前期比1.7%増）となりました。

ii) 営業支援事業

営業支援事業の売上高は5,050百万円（前期比52.1%増）となりました。これは、主たる事業内容であるインターネット回線販売事業において、代理店網を活用した通信商材の販売が好調であったこと等によるものです。

利益面では、増収したことに伴い、セグメント利益（営業利益）は247百万円（前期比11.5%増）となりました。

iii) 飲食事業

飲食事業の売上高は7,442百万円（前期比2.6%減）となりました。これは、主として、グロービート・ジャパン㈱の決算期変更に伴い前連結会計年度は13か月分の売上高を計上していること等によるものです。

利益面では、セグメント利益（営業利益）は456百万円（前期比17.7%減）となりました。これは、減収したことに加えて、食材価格の高騰、国内、海外での出店費用及び既存店舗のリニューアル工事費用を計上したこと等によるものです。

iv) 警備・その他事業

警備・その他事業の売上高は3,639百万円（前期比53.7%増）となりました。これは、主として、EXPO2025大阪・関西万博に関連した臨時警備案件を獲得したことに加えて、前連結会計年度より継続して常駐警備案件を獲得し、安定稼働したこと等によるものです。

利益面では、増収したことに伴い、セグメント利益（営業利益）は530百万円（前期比170.7%増）となりました。

b. 財政状態

i) 流動性

資産の部では、流動資産が前連結会計年度末に比べ7,338百万円増加し34,806百万円となりました。これは主に、現金及び預金が3,558百万円増加し21,089百万円となったこと、受取手形及び売掛金が2,436百万円増加し10,094百万円となったこと及び未収入金が844百万円増加し2,588百万円となったことを主因として、流動資産におけるその他が1,181百万円増加し3,411百万円となったこと等によるものです。

負債の部では、流動負債が前連結会計年度末に比べて11,512百万円増加し21,703百万円となりました。これは主に、短期借入金が9,500百万円増加し10,500百万円となったこと、未払費用が1,203百万円増加し2,875百万円となったこと及び未払消費税等が905百万円増加し1,912百万円となったこと等によるものです。

以上の結果、当連結会計年度末の運転資本（流動資産－流動負債）は前連結会計年度末に比べ4,174百万円減少し13,103百万円、流動比率（流動資産÷流動負債×100）は前連結会計年度末の269.5%から160.4%となりました。

ii) 資本的支出

当連結会計年度において実施した設備投資額は、前期比53百万円増加し733百万円となりました。その主な内訳は、飲食事業における店舗の新規出店・リニューアル等に伴う有形固定資産の取得で512百万円、社内利用目的の

各種ソフトウェア等の購入に伴う無形固定資産の取得で221百万円であります。

2026年12月期の重要な設備投資につきましては、特に予定はございません。

iii) 有利子負債

当連結会計年度末の有利子負債の総額は前連結会計年度末に比べて11,215百万円増加し12,221百万円となりました。

iv) 純資産

当連結会計年度末の純資産は前連結会計年度末に比べて3,785百万円増加し32,654百万円となりました。これは主に、自己株式の消却等に伴い自己株式が4,156百万円減少したこと等によるものです。

以上の結果、デット・エクイティ・レシオ（有利子負債÷自己資本(注)×100）は前期末の3.5%から39.9%、自己資本比率（自己資本÷総資産×100）は前期末の69.0%から53.0%となりました。

(注) 自己資本＝純資産の部の合計－新株予約権－非支配株主持分

v) 利益配分に関する基本方針

当社は、総還元性向50%を目標とし、株主への利益還元の充実化を図る方針であります。

今後も、収益力を強化し、経営効率の一層の向上を図ると共に、配当と自己株式取得を合わせた総還元性向50%を目標とした株主還元を実施することにより、ROE20%以上を「企業価値の向上」を示す目標指標とし、その実現を目指してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当、期末配当共に取締役会であります。

当期の配当につきましては、総還元性向50%の考えに基づき、前期比1円増配、配当予想同額となる1株当たり63円の配当を通期で実施し、期末では1株につき32円の配当（配当予想同額）及び株式の取得価額の総額193百万円を上限に自己株式の取得を実施しました。その結果、2025年12月期の総還元性向は50%以上となります。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」と言います。）は、新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額2,008百万円を含め前連結会計年度末に比べて3,498百万円増加し（前期は3,063百万円の増加）、当連結会計年度末現在の残高は21,029百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益が7,883百万円であったことに対し、差入保証金の増加額が1,395百万円、預り金の減少額が880百万円、法人税等の支払額が4,493百万円であったこと等により、営業活動により得られた資金は1,356百万円（前期は得られた資金が5,758百万円）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出が4,444百万円であったこと等により、投資活動により使用した資金は6,037百万円（前期は得られた資金が175百万円）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

自己株式の取得による支出が566百万円、配当金の支払額が2,172百万円であったことに対し、短期借入金の純増減額が9,000百万円であったこと等により、財務活動により得られた資金は6,159百万円（前期は使用した資金が2,870百万円）となりました。

③生産、受注及び販売の状況

a. 生産及び受注実績

当社グループは主として生産活動を行っておらず、また短期業務支援事業は、受注から売上計上までの期間が極めて短いため、受注規模を金額で示すことはしていません。

b. 販売実績

セグメントの名称	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日) (百万円)	前年同期比(%)
短期業務支援事業	61,097	10.63%
営業支援事業	5,050	52.06%
飲食事業	7,442	△2.59%
警備・その他事業	3,639	53.72%
合計	77,227	12.65%

(注) セグメント間取引については、相殺消去しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成には、経営者による会計方針の採用や、資産・負債及び収益・費用の計上及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り項目特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

また、当社グループの連結財務諸表の作成に採用した重要な会計上の見積りは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

②当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

i) 売上高

連結売上高は、77,227百万円（前期比12.6%増）となりました。これは、主に主力事業である短期業務支援事業が増収したことに加え、警備・その他事業、営業支援事業の各セグメントが増収したことによるものです。これをセグメント別に見ますと次のとおりです。

・短期業務支援事業

短期業務支援事業の売上高は61,097百万円（前期比10.6%増）となりました。これは、前連結会計年度に㈱BODを連結の範囲から除外したことに伴い「BPO」が減収となったことに対し、顧客需要の拡大を取り込むことで「紹介」、「派遣」、「請負」の各サービスの売上高を伸ばせたこと、加えて、2025年10月1日から連結子会社となった㈱ビートの業績を取り込んだこと等によるものです。

・営業支援事業

営業支援事業の売上高は5,050百万円（前期比52.1%増）となりました。これは、主たる事業内容であるインターネット回線販売事業において、代理店網を活用した通信商材の販売が好調であったこと等によるものです。

・飲食事業

飲食事業の売上高は7,442百万円（前期比2.6%減）となりました。これは、主として、グローベート・ジャパン㈱の決算期変更に伴い前連結会計年度は13か月分の売上高を計上していること等によるものです。

・警備・その他事業

警備・その他事業の売上高は3,639百万円（前期比53.7%増）となりました。これは、主として、E X P O 2025 大阪・関西万博に関連した臨時警備案件を獲得したことに加えて、前連結会計年度より継続して常駐警備案件を獲得し、安定稼働したこと等によるものです。

ii) 営業費用及び営業利益

売上原価は前連結会計年度に比べ6,744百万円増加し50,783百万円（前期比15.3%増）となり、売上原価率については64.2%から65.8%と、1.5ポイント増加しました。販売費及び一般管理費は前連結会計年度に比べて1,152百万円増加し18,530百万円（前期比6.6%増）となり、その売上高に対する比率は前連結会計年度の25.3%から1.4ポイント減少し24.0%となりました。その結果、営業利益は前連結会計年度に比べ775百万円増加し7,915百万円（前期比10.9%増）となりました。これをセグメント別に見ますと次のとおりです。

・短期業務支援事業

利益面では、増収したことに伴い、セグメント利益（営業利益）は8,469百万円（前期比1.7%増）となりました。

・営業支援事業

利益面では、増収したことに伴い、セグメント利益（営業利益）は247百万円（前期比11.5%増）となりました。

・飲食事業

利益面では、セグメント利益（営業利益）は456百万円（前期比17.7%減）となりました。これは、減収したことに加えて、食材価格の高騰、国内、海外での出店費用及び既存店舗のリニューアル工事費用を計上したこと等によるものです。

・警備事業・その他事業

利益面では、増収したことに伴い、セグメント利益（営業利益）は530百万円（前期比170.7%増）となりました。

iii) 営業外損益及び経常利益

営業外損益は、前連結会計年度の172百万円の収益（純額）から137百万円の損失（純額）となりました。経常利益は、営業利益が増益したことにより、前連結会計年度に比べて466百万円増加し、7,778百万円（前期比6.4%増）となりました。

iv) 特別利益及び特別損失並びに税金等調整前当期純利益

特別利益から特別損失を控除した純額は、105百万円の収益となりました。結果、税金等調整前当期純利益は7,883百万円（前期比8.6%減）となりました。

v) 法人税等及び当期純利益

税効果会計適用後の法人税等は前連結会計年度に比べ86百万円減少し3,002百万円となり、当期純利益は4,881百万円（前期比11.9%減）となりました。

vi) 親会社株主に帰属する当期純利益

非支配株主に帰属する当期純利益は97百万円となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度に比べ709百万円減少し4,784百万円（前期比12.9%減）となりました。1株当たり当期純利益は136円84銭（前連結会計年度は155円99銭）となりました。

b. 経営成績に影響を与える大きな要因

当社グループの経営成績に影響を与える大きな要因は「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

c. 資本の財源及び資金の流動性

i) 資金需要

当社グループの事業活動における資金需要の主なもの、事業活動の維持・拡大を図っていくために必要となる運転資金、営業拠点の新規出店・移転、飲食事業における店舗の新規出店・リニューアルに伴う費用及びシステム投資費用等の設備投資資金があるほか、M&A等の一時的な資金需要があります。

ii) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループでは、事業活動を維持するための適切な資金の確保と、適正水準の流動性の維持及び健全な財政状態の維持を財務の基本方針としつつ、多様な資金調達手段の確保に努めております。

当社グループが事業活動の維持・拡大を図っていくために必要となる運転資金や設備投資資金の調達は、営業活動から得られるキャッシュ・フローと金融機関からの借り入れにより十分可能であると考えております。

なお、当社グループは運転資金の効率的な調達を行うため、取引先銀行4行と総額16,600百万円を限度とした当座貸越契約を締結しております。

有利子負債の状況については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の概要 ①財政状態及び経営成績の状況 b. 財政状態 iii) 有利子負債」に記載のとおりであります。

当社グループの資金調達、資金運用等に関する取り組み方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（金融商品関係）」に記載のとおりであります。

d. 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、「持続的な企業価値の向上」を重要な経営課題の1つとして位置付けております。

当社グループは、「企業価値の向上」を示す目標指標をROE20%以上にすると共に、財務の健全性を確保しつつ必要な成長投資を行うための適切な負債水準を維持するためデットエクイティレシオ1.0倍を上限とする方針とし、資本効率を重視した経営を実践すると共に、財務の健全性を確保しながら収益性、成長性のバランスを重視し、企業価値の最大化を図ってまいります。加えて、当社は、総還元性向50%を目標とし、株主への利益還元の実化を図る方針であります。

「持続的な企業価値の向上」を実現するための指標 : ROE20%以上

「株主還元」に係る指標 : 総還元性向50%

「資本政策の基本方針」を支える指標 : DEレシオ上限1.0倍

以上の指標を達成することにより、「持続的な企業価値向上」を実現いたします。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資額は733百万円であり、その主な内訳は、飲食事業における店舗の新規出店・リニューアル等に伴う有形固定資産の取得で512百万円、社内利用目的の各種ソフトウェア等の購入に伴う無形固定資産の取得で221百万円であります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

(2025年12月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	その他	合計	
株式会社フルキャストホールディングス	本社 (東京都品川区)	全社(共通)	事務所	4	95	530	630	101 [126]

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェア等の合計であります。
 2. 従業員は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。
 3. 上記の他、連結会社以外の者から賃借している資産としては以下のものがあります(金額は年間賃貸料で、駐車場を除く)。

(2025年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃貸料 (百万円)
本社(東京都品川区)	全社(共通)	賃借建物	135
従業員社宅	全社(共通)	賃借建物	5
合計	—	—	140

(2) 国内子会社

(2025年12月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び構 築物	工具、器 具 及び備品	土地 (面積㎡)	その他	合計	
株式会社フルキャスト	本社 (東京都品川区)	短期業務支援事業	事務所 営業設備	86	51	—	4	142	514 [607]
株式会社トップスポット	本社 (東京都品川区)	短期業務支援事業	事務所 営業設備	12	8	—	8	29	95 [55]
株式会社フルキャストアドバンス	本社 (東京都品川区)	警備・その他事業	事務所 営業設備	6	0	—	—	6	59 [41]
株式会社フルキャストビジネスサポート	本社 (東京都品川区)	全社(共通)	事務所 営業設備	1	4	—	0	4	41 [20]
株式会社おてつだいネットワークス	本社 (東京都品川区)	短期業務支援事業	事務所 営業設備	—	0	—	9	9	2 [2]
株式会社フルキャストシニアワークス	本社 (東京都品川区)	短期業務支援事業	事務所 営業設備	0	0	—	0	0	6 [3]
株式会社フルキャストポーター	本社 (東京都品川区)	短期業務支援事業	事務所 営業設備	0	0	—	—	0	7 [—]
株式会社エフプレイン	本社 (東京都港区)	営業支援事業	事務所 営業設備	18	19	—	12	48	51 [88]
株式会社フルキャストグローバル	本社 (東京都品川区)	短期業務支援事業	事務所 営業設備	0	0	—	—	0	5 [3]
ミニメイド・サービス株式会社	本社 (東京都渋谷区)	短期業務支援事業	事務所 営業設備	38	1	184 (276.84)	25	249	75 [855]
株式会社Fullcast International	本社 (東京都品川区)	短期業務支援事業	事務所 営業設備	0	0	—	—	0	5 [—]
株式会社ハイフィールド	本社 (東京都渋谷区)	短期業務支援事業	事務所 営業設備	13	7	—	—	20	83 [—]
グロービート・ジャパン株式会社	本社 (東京都杉並区)	飲食事業	事務所 営業設備	653	127	961 (2,925.55)	10	1,751	217 [828]
株式会社インプリ	本社 (東京都新宿区)	短期業務支援事業	事務所 営業設備	3	1	—	39	43	5 [1]
株式会社ツクリックス	本社 (神奈川県茅ヶ崎市)	短期業務支援事業	事務所 営業設備	—	0	—	—	0	— [—]
渋谷プロパティ合同会社ほか2社	本社 (東京都品川区)	警備・その他事業	事務所 営業設備	105	—	3,778 (326.69)	—	3,883	— [—]
株式会社ビート	本社 (神奈川県横浜市)	短期業務支援事業	事務所 営業設備	235	9	129 (1,750.00)	30	402	184 [63]
株式会社クリエイションシー	本社 (東京都港区)	営業支援事業	事務所 営業設備	—	0	—	0	0	5 [4]
株式会社Jフォスター	本社 (福岡県福岡市)	短期業務支援事業	事務所 営業設備	2	—	—	3	4	24 [1]
株式会社Nビジネス	本社 (東京都杉並区)	飲食事業	事務所 営業設備	34	0	—	4	38	6 [13]

F i a h株式会社	本社 (東京都 新宿区)	短期業務支援事業	事務所 営業設備	-	0	-	39	39	1 [-]
A n n株式会社	本社 (東京都 新宿区)	短期業務支援事業	事務所 営業設備	-	-	-	4	4	22 [9]

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、機械装置、車両運搬具、建設仮勘定及びソフトウェアであります。
2. 従業員は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。
3. 上記の他、連結会社以外の者から賃借している資産としては以下のものがあります(金額は年間賃貸料で、駐車場を除く)。

(2025年12月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (百万円)
株式会社フルキャスト	本社・各支店 (東京都品川区 他)	短期業務支援事業	賃借建物	387
	従業員社宅		賃借建物	84
株式会社トップスポ ット	本社・各支店 (東京都品川区 他)	短期業務支援事業	賃借建物	40
	従業員社宅		賃借建物	10
株式会社フルキャスト アドバンス	本社・各支店 (東京都品川区 他)	警備・その他事業	賃借建物	34
	従業員社宅		賃借建物	4
株式会社フルキャスト ビジネスサポート	本社・各支店 (東京都品川区 他)	全社(共通)	賃借建物	3
株式会社ワークアンド スマイル	本社・各支店 (東京都品川区 他)	短期業務支援事業	賃借建物	1
	従業員社宅		賃借建物	0
株式会社フルキャスト シニアワークス	本社・各支店 (東京都品川区 他)	短期業務支援事業	賃借建物	5
株式会社フルキャスト ポーター	本社・各支店 (東京都品川区 他)	短期業務支援事業	賃借建物	4
株式会社エフブレイン	本社・各支店 (東京都港区 他)	営業支援事業	賃借建物	27
	従業員社宅		賃借建物	1
株式会社フルキャスト グローバル	本社・各支店 (東京都品川区 他)	短期業務支援事業	賃借建物	4
	従業員社宅		賃借建物	0
ミニメイド・サービス 株式会社	本社・各支店 (東京都渋谷区 他)	短期業務支援事業	賃借建物	12
	従業員社宅		賃借建物	1
株式会社ハイフィール ド	本社 (東京都渋谷区)	短期業務支援事業	賃借建物	89
グロービート・ジャパ ン株式会社	本社・各支店 (東京都杉並区 他)	飲食事業	賃借建物	789
	従業員社宅		賃借建物	8
株式会社インプリ	本社 (東京都新宿区)	短期業務支援事業	賃借建物	9
株式会社リリースペ ース	本社 (東京都新宿区)	短期業務支援事業	賃借建物	0
株式会社ツクリックス	本社 (神奈川県茅ヶ崎市)	短期業務支援事業	賃借建物	1
株式会社ビート	本社・各支店 (神奈川県横浜市 他)	短期業務支援事業	賃借建物	23
	従業員社宅		賃借建物	50
株式会社クリエーシェ ンシー	本社・各支店 (東京都港区 他)	営業支援事業	賃借建物	3

株式会社Jフォスター	本社・各支店 (福岡県福岡市 他)	短期業務支援事業	賃借建物	2
	従業員社宅		賃借建物	3
株式会社Nビジネス	本社・各支店 (東京都杉並区 他)	飲食事業	賃借建物	4

(3) 在外子会社

(2025年12月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	その他	合計	
GLOBEAT EUROPE GmbH	本社 (ドイツ ケ ルン)	飲食事業	事務所 営業設備	7	1	13	21	7 [10]

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、建設仮勘定であります。
2. 従業員は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。
3. 上記の他、連結会社以外の者から賃借している資産としては以下のものがあります(金額は年間賃貸料で、
駐車場を除く)。

(2025年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃貸料 (百万円)
本社(ドイツ ケルン)	飲食事業	賃借建物	9

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	110,000,000
計	110,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年3月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	35,215,449	35,215,449	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	35,215,449	35,215,449	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

株式会社フルキャストホールディングス第1－1回株式報酬型新株予約権	
決議年月日	2017年3月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(監査等委員である取締役を除く)4名 当社完全子会社取締役8名 当社完全子会社監査役2名
新株予約権の数(個) ※	964 [944] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株) ※	普通株式 96,400 [94,400] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2021年4月11日～2051年4月10日
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円) ※	発行価格 785.50 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案

が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. (1) 当社の取締役の地位を有する者に割り当てられた新株予約権について、その新株予約権の割当てを受けた者は、原則として権利行使時において当社の取締役の地位を有していることを要する。
(2) 当社完全子会社の取締役または監査役の地位を有する者に割り当てられた新株予約権について、その新株予約権の割当てを受けた者（上記(1)の新株予約権の割当てを受けた者とあわせ、以下「新株予約権者」という。）は、原則として権利行使時において当社子会社の取締役または監査役の地位を有していることを要する。
(3) 新株予約権は割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の最終年度である2020年12月期の営業利益目標値に対する達成度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間に定める新株予約権の権利行使期間の開始日または組織再編成行為の効力発

生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注) 3. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

株式会社フルキャストホールディングス第2 - 1回株式報酬型新株予約権	
決議年月日	2022年3月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(監査等委員である取締役を除く)4名 当社子会社取締役13名
新株予約権の数(個) ※	428 [402] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 42,800 [40,200] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2025年4月12日～2075年4月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,631.35 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日

の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. (1) 当社の取締役の地位を有する者に割り当てられた新株予約権について、その新株予約権の割当てを受けた者は、原則として権利行使時において当社の取締役の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由があると当社取締役会が決議した場合は、この限りでない。
(2) 当社子会社の取締役の地位を有する者に割り当てられた新株予約権について、その新株予約権の割当てを受けた者（上記(1)の新株予約権の割当てを受けた者とあわせ、以下「新株予約権者」という。）は、原則として権利行使時において当社子会社の取締役の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由があると当社取締役会が決議した場合はこの限りではない。
(3) 新株予約権は割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の最終年度の営業利益目標値に対する達成度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができる。
(4) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
(5) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
(6) その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
 - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて

得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注) 3. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

株式会社フルキャストホールディングス第2－2回株式報酬型新株予約権	
決議年月日	2022年3月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社従業員56名
新株予約権の数(個) ※	313 [313] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 31,300 [31,300] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2025年4月12日～2075年4月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,631.35 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、原則として権利行使時において当社及び当社子会社従業員の地位を有していることを要する。ただし、定年または会社都合による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が決議した場合はこの限りではない。
(2) 新株予約権は割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の最終年度である2024年12月期の営業利益目標値に対する達成度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができる。
(3) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
(4) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
 - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注) 3. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年2月16日 (注) 1	△1,000,000	37,486,400	—	2,780	—	—
2025年2月21日 (注) 2	△2,270,951	35,215,449	—	2,780	—	—

- (注) 1. 2021年2月12日開催の取締役会決議に基づき、2021年2月16日付で自己株式を消却し、発行済株式総数が1,000,000株減少しております。
2. 2025年2月14日開催の取締役会決議に基づき、2025年2月21日付で自己株式を消却し、発行済株式総数が2,270,951株減少しております。

(5) 【所有者別状況】

(2025年12月31日現在)

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	10	22	131	110	112	19,394	19,779	—
所有株式数(単元)	—	22,745	7,917	138,605	55,754	336	126,494	351,851	30,349
所有株式数の割合(%)	—	6.464	2.250	39.393	15.845	0.095	35.951	100.00	—

(注) 1. 自己株式294,070株は、「個人その他」に2,940単元、「単元未満株式の状況」に70株含まれております。
2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が10単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

(2025年12月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ヒラノ・アソシエイツ	東京都渋谷区道玄坂1-15-3	13,140,700	37.63
UH Partners 2 投資事業有限責任組合	東京都豊島区南池袋2-9-9	2,644,900	7.57
光通信KK投資事業有限責任組合	東京都豊島区西池袋1-4-10	2,417,300	6.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1-8-1	1,414,400	4.05
UH Partners 3 投資事業有限責任組合	東京都豊島区南池袋2-9-9	915,700	2.62
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505044 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南2-15-1)	901,230	2.58
エスアイエル投資事業有限責任組合	東京都豊島区南池袋2-9-9	801,100	2.29
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA (東京都千代田区霞が関3-2-5)	428,000	1.23
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U. K. (東京都千代田区大手町1-9-7)	426,001	1.22
大和証券株式会社	東京都千代田区大手町1-9-1	407,721	1.17
計	—	23,497,052	67.29

(注) 上記の他、当社所有の自己株式294,070株があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(2025年12月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 294,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 34,891,100	348,911	—
単元未満株式	普通株式 30,349	—	—
発行済株式総数	35,215,449	—	—
総株主の議決権	—	348,911	—

(注) 上記「完全議決権株式(その他)」には証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権10個)含まれておりません。

② 【自己株式等】

(2025年12月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合(%)
(株)フルキャスト ホールディングス	東京都品川区西五 反田八丁目9番5 号	294,000	—	294,000	0.84
計	—	294,000	—	294,000	0.84

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2025年2月14日) での決議状況 (取得期間2025年2月17日～2025年3月24日)	500,000	564,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	351,900	563,941,100
残存決議株式の総数及び価額の総額	148,100	58,900
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	29.6	0.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	29.6	0.0

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2026年2月13日) での決議状況 (取得期間2026年2月16日～2026年3月23日)	150,000	193,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
当期間における取得自己株式	116,600	192,972,100
提出日現在の未行使割合 (%)	22.3	0.0

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	2,270,951	4,621,385,285	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (新株予約権の権利行使)	54,800	90,780,200	400	655,200
その他 (従業員持株会に対する第三者割当に よる自己株式の処分)	4,930	8,075,340	—	—
保有自己株式数	294,070	—	406,070	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式及び新株予約権の権利行使による株式は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、総還元性向50%を目標とし、株主への利益還元の充実化を図る方針であります。

今後も、収益力を強化し、経営効率の一層の向上を図ると共に、配当と自己株式取得を合わせた総還元性向50%を目標とした株主還元を実施することにより、ROE20%以上を「企業価値の向上」を示す目標指標とし、その実現を目指してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当、期末配当共に取締役会であります。

当期の配当につきましては、総還元性向50%の考えに基づき、前期比1円増配、配当予想同額となる1株当たり63円の配当を通期で実施し、期末では1株につき32円の配当（配当予想同額）及び株式の取得価額の総額193百万円を上限に自己株式の取得を実施することを2026年2月13日開催の取締役会で決議しております。その結果、2025年12月期の総還元性向は50.0%以上となります。

内部留保につきましては、今後の事業展開への備えとシステムの整備及び社員教育といった社内体制の充実等に充当することにより、継続的な成長を実現するための事業基盤整備に努める予定であります。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2025年8月8日 取締役会決議	1,082	31
2026年2月13日 取締役会決議	1,117	32

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主の皆様をはじめとする利害関係者の方々に対する経営の透明性を確保すること及び経営の効率性を高め「持続的な企業価値の向上」を実現することを、コーポレート・ガバナンスの基本的な方針及び目的としております。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

A. 企業統治の体制の概要

会社の機関の概要は以下の通りです。

a) 取締役会

取締役会は、3分の1以上の社外取締役によって構成すること及び社外取締役全員を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ることを取締役の構成方針としており、取締役8名のうち4名は社外取締役を選任することで外部的な視点からの業務執行全般の監督機能の強化を図っております。

2026年3月26日現在、取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名（うち社外取締役1名）及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）の計8名（男性7名、女性1名）で構成されており、経営の透明性を確保すると共に、当社グループ経営全体に関わる執行状況の監督、グループ経営に必要なグループの全体最適化戦略の決定及びグループ共通課題への対処等、経営上の重要事項についての意思決定を行っております。

なお、取締役会は代表取締役社長CEO 平野岳史を議長とし、代表取締役副社長 坂巻一樹、取締役 石川敬啓、取締役 貝塚志朗、取締役 大木優紀、監査等委員 佐々木孝二、監査等委員 上杉昌隆、監査等委員 戸谷英之の8名で構成されております。

2025年12月期は、取締役会を19回開催しました。全取締役が全ての取締役会に出席しております。また、主な検討事項は、決算及び業績予想、株主還元及び資本政策、M&A及び業務提携、内部統制・コンプライアンス、役員報酬、コーポレート・ガバナンス（政策保有株式の保有適否の検証及び取締役会の実効性評価等を含む）、関連当事者取引等です。

b) 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員であり、独立性のある社外取締役3名（男性3名、女性0名）で構成されており、監査に関する重要事項についての意見交換、協議または決定を行っております。また、会計監査人とは適宜報告を受けるなどの連携を図ることとしております。

なお、監査等委員会は、委員長 佐々木孝二を議長とし、委員 上杉昌隆、委員 戸谷英之の3名で構成されております。

c) 指名委員会

指名委員会は、独立性のある社外取締役4名及び代表取締役社長CEOの計5名（男性4名、女性1名）で構成されており、指名委員会は取締役の指名に関する事項等の審議、取締役会への答申を行います。

なお、指名委員会は、委員長 平野岳史を議長とし、委員 佐々木孝二、委員 上杉昌隆、委員 戸谷英之、委員 大木優紀の5名で構成されております。

d) 報酬委員会

報酬委員会は、独立性のある社外取締役4名及び代表取締役社長CEOの計5名（男性4名、女性1名）で構成されており、報酬委員会は取締役の報酬に関する事項等の審議、取締役会への答申を行います。

なお、報酬委員会は、委員長 平野岳史を議長とし、委員 佐々木孝二、委員 上杉昌隆、委員 戸谷英之、委員 大木優紀の5名で構成されております。

e) 法務部長

会社運営の前提条件である法令遵守の精神をグループ企業全体に浸透、徹底させ、風土化すること、社会のルール、社内ルール遵守の風土化を推進しております。また、財務報告に係る内部統制システム／ガイドラインの改善・維持及びその有効性の評価及び情報セキュリティ体制整備を含む内部監査業務を通じた、グループの企業価値の向上を図っております。

f) 会計監査人

会計監査を担当する監査法人として、PwC Japan有限責任監査法人と金融商品取引法及び会社法に基づく監査について監査契約を締結しております。定期的な監査のほか会計上及び内部統制上の課題については随時確認を取るなど、会計処理並びに内部統制組織の適正性確保に努めております。

※当社は、2026年3月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件」及び「監査等委員である取締役3名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、当社取締役は8名（うち社外取締役4名）となります。また、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会の決議事項として「代表取締役選任の件」が付議される予定です。これらが承認可決された場合の機関ごとの構成員は次のとおりであります。

(◎は議長を表します。)

区分	氏名	取締役会	監査等委員会	指名委員会	報酬委員会
代表取締役社長CEO	平野 岳史	◎		◎	◎
代表取締役副社長	坂巻 一樹	○			
取締役	石川 敬啓	○			
取締役	貝塚 志朗	○			
社外取締役	大木 優紀	○		○	○
社外取締役（常勤監査等委員）	齋藤 修	○	◎	○	○
社外取締役（監査等委員）	上杉 昌隆	○	○	○	○
社外取締役（監査等委員）	戸谷 英之	○	○	○	○

B. 取締役会等の活動状況

a) 取締役会

当事業年度において当社は取締役会を19回開催しております。個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

区分	氏名	取締役会出席回数
代表取締役社長CEO	平野 岳史	19回/19回
代表取締役副社長	坂巻 一樹	19回/19回
取締役	石川 敬啓	19回/19回
取締役	貝塚 志朗	19回/19回
社外取締役	大木 優紀	16回/16回
社外取締役（常勤監査等委員）	佐々木 孝二	19回/19回
社外取締役（監査等委員）	上杉 昌隆	19回/19回
社外取締役（監査等委員）	戸谷 英之	19回/19回

(注) 大木優紀氏は、2025年3月20日開催の株主総会において社外取締役に就任し、取締役会の構成員となっております。

取締役会における具体的な検討内容は、決算及び業績予想、株主還元及び資本政策、M&A及び業務提携、内部統制・コンプライアンス、役員報酬、コーポレート・ガバナンス（政策保有株式の保有適否の検証及び取締役会の実効性評価等を含む）、関連当事者取引等です。

b) 監査等委員会

当事業年度において当社は監査等委員会を11回開催しております。個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

区分	氏名	監査等委員会出席回数
社外取締役（常勤監査等委員）	佐々木 孝二	11回/11回
社外取締役（監査等委員）	上杉 昌隆	11回/11回
社外取締役（監査等委員）	戸谷 英之	11回/11回

監査等委員会における具体的な検討内容は、監査計画、内部統制・コンプライアンス、会計監査人の選解任や報酬、取締役の利益相反取引承認や監査報告に関する事項等です。

c) 指名委員会

当事業年度において当社は指名委員会を3回開催しております。個々の指名委員の出席状況については次のとおりであります。

区分	氏名	指名委員会出席回数
代表取締役社長CEO	平野 岳史	3回/3回
社外取締役（常勤監査等委員）	佐々木 孝二	3回/3回
社外取締役（監査等委員）	上杉 昌隆	3回/3回
社外取締役（監査等委員）	戸谷 英之	3回/3回
社外取締役	大木 優紀	2回/2回

(注) 大木優紀氏は、2025年3月20日開催の株主総会において社外取締役に就任し、指名委員会の構成員となっております。

指名委員会における具体的な検討内容は、取締役の指名に関する事項等です。

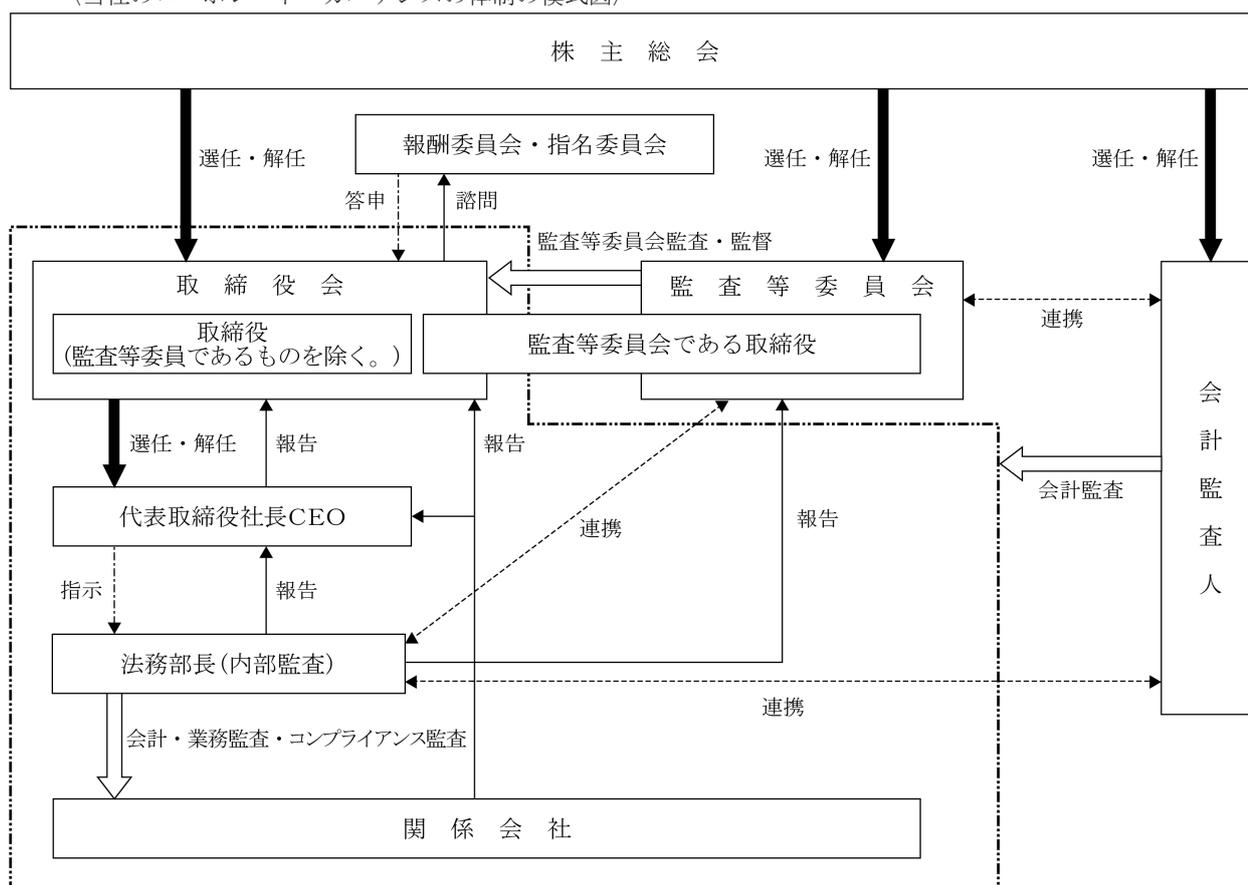
d) 報酬委員会

当事業年度において当社は報酬委員会を2回開催しております。個々の報酬委員の出席状況については次のとおりであります。

区分	氏名	報酬委員会出席回数
代表取締役社長CEO	平野 岳史	-回/-回
社外取締役（常勤監査等委員）	佐々木 孝二	2回/2回
社外取締役（監査等委員）	上杉 昌隆	2回/2回
社外取締役（監査等委員）	戸谷 英之	2回/2回
社外取締役	大木 優紀	2回/2回

報酬委員会における具体的な検討内容は、取締役の報酬に関する事項等です。

〈当社のコーポレート・ガバナンスの体制の模式図〉



※上記の図表は、提出日現在の状況を表しています。当社は、2026年3月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」及び「監査等委員である取締役3名選任の件」を上程しておりますが、当該議案が承認可決された場合におきましても状況に変更はございません。

B. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、2016年3月25日開催の第23期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

当社は、2026年3月26日現在、取締役（監査等委員であるものを除く。）5名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）の計8名による取締役会を構成する取締役会設置会社、監査等委員である取締役3名による監査等委員会を構成する監査等委員会設置会社であります。

前述のコーポレート・ガバナンスの基本的な方針及び目的を実現するため、取締役8名のうち4名は社外取締役を選任することで外部的な視点からの業務執行全般の監督機能の強化を図っております。

監査等委員である取締役ににつきましては、3名全員を独立社外取締役（うち1名は常勤監査等委員）とすることで取締役の業務執行に対し有効かつ適切な監視を行い、客観性と中立性を確保した体制を整えております。

これらの体制により十分にコーポレート・ガバナンスが機能していると考えております。

③企業統治に関するその他の事項等

A. 内部統制システム

a) 取締役会におけるリスクに関する予防措置、法令遵守及び危機管理のための体制（以下、「リスク管理体制」という。）を確保するため、次の措置をとる。

イ. 重要な非通例の取引、重要な会計上の見積り、会社と取締役との取引、子会社との重要な取引等、全社的に影響を及ぼす事項については、取締役会の決議を要する。

ロ. チーフエグゼクティブオフィサー（以下、「CEO」という。）は、リスク管理体制のための取り組みや業務プロセス整備の状況につき、定期的に取り締役に報告する。

- また、重大な不正事案等が発生した場合には直ちに取締役会に報告する。
- b) 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人の職務執行におけるリスク管理体制（a）に記載の「リスク管理体制」と同義）を確保するため、次の措置をとる。
- イ. リスク管理最高責任者をCEOとし、リスク管理実務責任者として法務部長を配置する。
当社内に各グループ企業を担当するリスク管理担当者を配置し、法務部長がCEOの指示のもと、以下ロ. からト. の実務を統括する。
- ロ. 職務権限規程を整備し、特定の者に権限が集中しないような内部牽制システムの確立を図る。
- ハ. リスク管理基本規程の定めにより、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- ニ. 法令違反事項、リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、取締役会に直ちに報告すべき重要情報の基準及び開示基準を策定する。
- ホ. 取締役（監査等委員であるものを除く。）、管理職従業員、一般職従業員に対して、階層別に必要な研修を実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社グループ及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
- ヘ. 業務執行においてリスク管理体制の徹底と内部監査を行うとともに、当社内に配置した各グループ企業を担当するリスク管理担当者を通じて、各グループ企業のリスク管理体制の徹底に努める。
- ト. 各業務において行われる取引の発生から、各業務の会計システムを通じて財務諸表が作成されるプロセスの中で、虚偽記載や誤りが生じる恐れのある事象をチェックし、業務プロセスの中に不正や誤りが生じないよう、システムを整備する。また、必要な場合には、その整備のための横断的な組織を設ける。
- c) 情報の保存及び管理のための体制を整備するため、次の措置をとる。
- イ. 法務部長は、取締役（監査等委員であるものを除く。）、従業員に対して文書管理規則に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導する。
- ロ. 法務部長は、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料とともに少なくとも10年間保管し、管理する。
- （i）株主総会議事録
（ii）取締役会議事録
（iii）計算書類
（iv）その他取締役会が決定する書類
- ハ. 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員は、常時上記ロ. における文書等を閲覧できる。
- d) 当社及び当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、次の措置をとる。
- イ. 取締役は、毎期、期初の取締役会において、全従業員の共通目的となる事業計画を策定する。取締役は、取締役会において定期的にその結果をレビューする。
- ロ. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を最低月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ハ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
- e) 企業集団における業務の適正性確保のための体制を整備するため、次の措置をとる。
- イ. 当社は、グループ会社全体としてのフルキャストグループ社員行動憲章を策定し、従業員全員への浸透を図る。グループ会社の各取締役は、全社にこれを認識させるとともに、自ら率先して憲章に従い行動する。
- ロ. グループ会社の取締役、従業員は、グループ各社における重大な法令違反その他リスクに関する重要な事実を発見した場合は、法務部長に報告し、法務部長はCEOに報告する。法務部長はCEOの指示のもと、報告された事実についての調査を指揮・監督し、必要と認める場合、適切な対策を決定する。また必要に応じて、CEOは取締役会に、法務部長は監査等委員会に報告する。
- ハ. 法務部長は、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
- f) 監査等委員監査の実効性確保のための体制を整備するため、次の措置をとる。
- イ. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、当社の従業員から監査等委員補助者を任命する。監査等委員補助者は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮命令に服さないものとし、その人事考課は監査等委員が行う。これらの者の異動、懲戒については監査等委員会の同意を得る。
- ロ. 監査等委員補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しない。

- ハ. 当社及び当社グループの取締役（監査等委員であるものを除く。）及び従業員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、監査等委員に対して当該事実を速やかに報告しなければならない。なお、当該事実を報告した当社及び当社グループの取締役（監査等委員であるものを除く。）及び従業員の秘匿性を確保し、当該事実を報告した者に対して当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いをしない。
- ニ. 内部通報制度の窓口を外部に設置する。内部通報制度を利用した者の秘匿性を確保し、内部通報制度を利用したことを理由として不利益な取扱をしない。また、内部通報制度の外部窓口は提供された情報を法務部長または常勤監査等委員に報告する体制を整備する。
- ホ. 当社及び当社グループの取締役（監査等委員であるものを除く。）及び従業員は、監査等委員から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。
- ヘ. 監査等委員は、子会社の取締役会のほか、監査等委員が監査のために必要と判断する会議に出席できる。また、監査等委員が監査のために必要と判断する資料については閲覧することができる。
- ト. 監査等委員は、会計監査人及び内部監査部門と密接な連携を保ち、必要に応じて弁護士等の外部専門家の助言を受けることができる。
- チ. 当社は、監査等委員がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- g) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその実効性確保のための体制を整備するため、次の措置をとる。
 - イ. 当社及び当社グループは、フルキャストグループ社員行動憲章に従い、反社会的勢力との関係断絶を掲げ、いかなる取引も行わない。
 - ロ. 反社会的勢力に関する情報を社内で収集、管理するとともに外部専門機関からの情報も活用し、相手方が反社会的勢力であるかの確認に利用する。
 - ハ. 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶する。また、不当要求には組織として毅然とした姿勢で対応する。
 - ニ. 反社会的勢力排除における適切な助言、協力を得ることができるよう、外部専門機関との連携を構築する。

B. 責任限定契約の概要

当社と監査等委員である社外取締役は会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

C. 役員等賠償責任保険に関する事項

当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社及び会社法上の子会社の取締役、監査役、管理職等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反を認識したうえでの行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

また、保険料は特約部分も含めて当社が全額を負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

D. 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

当社は、以下について株主総会の決議によらず、取締役会で決議することができる旨を定款に定めております。

- a) 自己株式を取得することができる旨
(資本効率の向上と株主への一層の利益還元をできるようにするため)
- b) 剰余金の配当をすることができる旨
(機動的な資本政策及び配当政策が遂行できるようにするため)
- c) 中間配当をすることができる旨
(機動的な資本政策及び配当政策が遂行できるようにするため)

- d) 任務を怠ったことによる取締役及び監査等委員(取締役であった者、監査等委員であった者及び監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨(職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため)

E. 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は10名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款に定めております。

F. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、累積投票による取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

G. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

H. IR・その他の活動

当社は、透明性の高い経営を目指して企業情報の適宜適切な開示を行うことが、当社経営に対する理解と信頼を得る上で重要であると考えております。

当社は、株主を重要なステークホルダーと位置付け、株主との建設的な対話の充実やそのための正確な情報提供等の観点を考慮した上で、株主総会の開催日をはじめとする株主総会関連の日程について、適切な設定を行うこととしております。

また、株主総会以外の場においても、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するかという観点から合理的な範囲で株主との建設的な対話を促進していく考えのもと、機関投資家やアナリスト向けの説明会を年2回開催しております。説明会には常に代表取締役社長CEOが出席し、参加者との積極的な対話に努めております。

さらに、ホームページを通じて国内のみならず海外の投資家の方々にも等しく情報開示する体制を整備しております。

当社は、取り組みを通じて業界で最もアカウンタビリティに優れた会社を目指すと共に、特に中長期的な観点から利益を追求する旨の投資方針を有する主要な株主との間において、重要な経営上の方針やコーポレート・ガバナンス等についての議論を促進してまいります。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

a. 2026年3月26日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性7名 女性1名 （役員のうち女性の比率12.5%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役社長 CEO	平野 岳史	1961年8月25日生	1984年4月 1990年9月 2006年7月 2007年9月 2009年12月 2015年3月 2017年4月 2018年10月 2024年12月 2026年1月	株式会社ハーベストフューチャーズ入社 株式会社リゾートワールド(現 株式会社フルキャストホールディングス)設立 代表取締役社長 株式会社フルキャストマーケティング(現 株式会社エフブレイン) 代表取締役社長 当社取締役 当社取締役相談役 当社取締役会長 株式会社エフブレイン代表取締役会長 Advancer Global Limited Director (現任) 当社代表取締役社長CEO (現任) 株式会社エフブレイン取締役会長 (現任)	(注)2	32,700
代表取締役副社長	坂巻 一樹	1970年9月30日生	1989年4月 1995年2月 2005年10月 2007年10月 2008年10月 2009年6月 2011年12月 2013年1月 2014年1月 2024年12月	株式会社エーアイ通商入社 株式会社フルキャスト(現 株式会社フルキャストホールディングス) 入社 株式会社フルキャストHR総研(現 株式会社フルキャスト) 代表取締役 株式会社フルキャスト執行役員業務推進部長 同社執行役員東海・関西営業部長 同社代表取締役 当社取締役 株式会社フルキャスト代表取締役社長 当社代表取締役社長CEO 当社代表取締役副社長(現任)	(注)2	111,300
取締役	石川 敬啓	1967年7月22日生	1990年9月 2000年9月 2006年4月 2012年1月 2012年5月 2014年12月 2016年3月 2016年4月 2017年1月	株式会社リゾートワールド(現 株式会社フルキャストホールディングス) 専務取締役 株式会社フルキャストファクトリー代表取締役 株式会社フルキャストセントラル代表取締役 株式会社スタートライン取締役(現任) 株式会社ビート代表取締役社長 ビートテック株式会社代表取締役社長 当社取締役(現任) 株式会社ビート代表取締役会長(現任) ビートテック株式会社代表取締役会長(現任)	(注)2	154,600
取締役	貝塚 志朗	1961年10月3日生	1990年9月 2002年5月 2002年10月 2010年2月 2013年9月 2016年4月 2016年6月 2017年3月	株式会社リゾートワールド(現 株式会社フルキャストホールディングス) 専務取締役 株式会社フルキャストテクノロジー(現 株式会社夢テクノロジー) 代表取締役 有限会社インタービズ取締役(現任) 株式会社リアヴィオ代表取締役(現任) 株式会社ディメンションポケッツ代表取締役(現任) 合同会社IPM代表社員(現任) 合同会社One Suite代表社員(現任) 当社取締役(現任)	(注)2	75,200

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役	大木 優 紀	1980年12月12日生	2003年4月 2021年12月 2022年1月 2023年4月 2025年3月	全国朝日放送株式会社（現株式会社テレビ朝日ホールディングス）入社 同社退社 株式会社令和トラベル入社 同社執行役員C C O（現任） 当社取締役（現任）	(注)2	—
取締役 常勤監査等委員	佐々木 孝 二	1945年8月2日生	1966年4月 1984年12月 1995年6月 1995年9月 1999年12月 2008年9月 2016年3月	東京国税局 入局 総務部総務課勤務 以後各税務署にて勤務 税理士試験合格 中野税務署特別国税調査官で退官 佐々木税務会計事務所開設（所長・現任） 当社社外監査役 株式会社フルキャストHR 総研（現 株式会社フルキャスト）監査役 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）	(注)3	9,600
取締役 監査等委員	上 杉 昌 隆	1965年7月31日生	1995年4月 1999年4月 2003年6月 2003年6月 2004年6月 2007年6月 2012年12月 2013年6月 2013年12月 2014年11月 2015年3月 2016年3月 2016年6月 2021年3月	弁護士登録（東京弁護士会） 上杉法律事務所開設 アムレック法律会計事務所共同経営者 デジタルアーツ株式会社監査役 ネクステック株式会社監査役 株式会社Jig.jp社外監査役（現任） 株式会社エフブレイン社外監査役 株式会社コマースOneホールディングス社外監査役（現任） 株式会社セレス社外監査役 株式会社Aiming社外監査役（現任） 桜田通り総合法律事務所開設（共同経営者・現任） 当社取締役（監査等委員）（現任） デジタルアーツ株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 株式会社セレス社外取締役（監査等委員）（現任）	(注)3	—
取締役 監査等委員	戸 谷 英 之	1979年1月5日生	2003年10月 2007年6月 2007年7月 2013年6月 2014年7月 2015年12月 2016年3月 2016年7月 2021年7月	新日本監査法人（現 E Y新日本有限責任監査法人）入所 公認会計士登録 清和監査法人（現 R S M清和監査法人）パートナー 株式会社エフブレイン社外監査役 株式会社いちごホールディングス社外監査役 株式会社エフブレイン監査役（現任） 当社取締役（監査等委員）（現任） R S M清和監査法人代表社員 R S M清和監査法人理事長（現任）	(注)3	—
計						383,400

- (注) 1. 取締役 大木優紀（戸籍名：小寺優紀）、佐々木孝二、上杉昌隆及び戸谷英之は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員以外の取締役の任期は、2024年12月期に係る定時株主総会終結の時から2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、2023年12月期に係る定時株主総会終結の時から2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
委員長 佐々木 孝二 委員 上杉 昌隆 委員 戸谷 英之

- b. 2026年3月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件」及び「監査等委員である取締役3名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況及びその任期は、以下のとおりとなる予定であります。なお、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項までの内容（役職等）を含めて記載しております。

男性7名 女性1名 （役員のうち女性の比率12.5%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役社長 CEO	平野 岳史	1961年8月25日生	1984年4月 1990年9月 2006年7月 2007年9月 2009年12月 2015年3月 2017年4月 2018年10月 2024年12月 2026年1月	株式会社ハーベストフューチャーズ入社 株式会社リゾートワールド(現 株式会社フルキャストホールディングス)設立 代表取締役社長 株式会社フルキャストマーケティング(現 株式会社エフブレイン) 代表取締役社長 当社取締役 当社取締役相談役 当社取締役会長 株式会社エフブレイン代表取締役会長 Advancer Global Limited Director (現任) 当社代表取締役社長CEO (現任) 株式会社エフブレイン取締役会長 (現任)	(注)2	32,700
代表取締役副社長	坂巻 一樹	1970年9月30日生	1989年4月 1995年2月 2005年10月 2007年10月 2008年10月 2009年6月 2011年12月 2013年1月 2014年1月 2024年12月	株式会社エーアイ通商入社 株式会社フルキャスト(現 株式会社フルキャストホールディングス)入社 株式会社フルキャストHR総研(現 株式会社フルキャスト) 代表取締役 株式会社フルキャスト執行役員業務推進部長 同社執行役員東海・関西営業部長 同社代表取締役 当社取締役 株式会社フルキャスト代表取締役社長 当社代表取締役社長CEO 当社代表取締役副社長(現任)	(注)2	111,300
取締役	石川 敬啓	1967年7月22日生	1990年9月 2000年9月 2006年4月 2012年1月 2012年5月 2014年12月 2016年3月 2016年4月 2017年1月	株式会社リゾートワールド(現 株式会社フルキャストホールディングス) 専務取締役 株式会社フルキャストファクトリー代表取締役 株式会社フルキャストセントラル代表取締役 株式会社スタートライン取締役(現任) 株式会社ビート代表取締役社長 ビートテック株式会社代表取締役社長 当社取締役(現任) 株式会社ビート代表取締役会長(現任) ビートテック株式会社代表取締役会長(現任)	(注)2	154,600
取締役	貝塚 志朗	1961年10月3日生	1990年9月 2002年5月 2002年10月 2010年2月 2013年9月 2016年4月 2016年6月 2017年3月	株式会社リゾートワールド(現 株式会社フルキャストホールディングス) 専務取締役 株式会社フルキャストテクノロジー(現 株式会社夢テクノロジー) 代表取締役 有限会社インタービズ取締役(現任) 株式会社リアヴィオ代表取締役(現任) 株式会社ディメンションポケット代表取締役(現任) 合同会社I P M代表社員(現任) 合同会社One Suite代表社員(現任) 当社取締役(現任)	(注)2	75,200

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役	大木優紀	1980年12月12日生	2003年4月 2021年12月 2022年1月 2023年4月 2025年3月	全国朝日放送株式会社(現株式会社テレビ朝日ホールディングス)入社 同社退社 株式会社令和とラベル入社 同社執行役員CCO(現任) 当社取締役(現任)	(注)2	—
取締役 常勤監査等委員	齋藤修	1957年7月21日生	2005年7月 2011年7月 2012年7月 2013年7月 2014年7月 2015年7月 2016年6月 2017年7月 2017年10月 2021年8月 2026年3月	財務省 大臣官房秘書課 人事調査官 東京国税局 荻窪税務署長 北海道財務局 総務部長 東海財務局 総務部長 財務省 理財局 管理課長 北海道財務局長 財務省 財務総合政策研究所 副所長 財務省退官 一般社団法人 金融先物取引業協会 総務部長 D B J アセットマネジメント株式会社 特別顧問 当社取締役(常勤監査等委員)(就任予定)	(注)3	—
取締役 監査等委員	上杉昌隆	1965年7月31日生	1995年4月 1999年4月 2003年6月 2003年6月 2004年6月 2007年6月 2012年12月 2013年6月 2013年12月 2014年11月 2015年3月 2016年3月 2016年6月 2021年3月	弁護士登録(東京弁護士会) 上杉法律事務所開設 アムレック法律会計事務所共同経営者 デジタルアーツ株式会社監査役 ネクスタック株式会社監査役 株式会社Jig.jp社外監査役(現任) 株式会社エフブレイン社外監査役 株式会社コマースOneホールディングス社外監査役(現任) 株式会社セレス社外監査役 株式会社Aiming社外監査役(現任) 桜田通り総合法律事務所開設(共同経営者・現任) 当社取締役(監査等委員)(現任) デジタルアーツ株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) 株式会社セレス社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	—
取締役 監査等委員	戸谷英之	1979年1月5日生	2003年10月 2007年6月 2007年7月 2013年6月 2014年7月 2015年12月 2016年3月 2016年7月 2021年7月	新日本監査法人(現 E Y 新日本有限責任監査法人)入所 公認会計士登録 清和監査法人(現 R S M 清和監査法人)パートナー 株式会社エフブレイン社外監査役 株式会社いちごホールディングス社外監査役 株式会社エフブレイン監査役(現任) 当社取締役(監査等委員)(現任) R S M 清和監査法人代表社員 R S M 清和監査法人理事長(現任)	(注)3	—
計						373,800

- (注) 1. 取締役 大木優紀(戸籍名:小寺優紀)、齋藤修、上杉昌隆及び戸谷英之は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員以外の取締役の任期は、2025年12月期に係る定時株主総会終結の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、2025年12月期に係る定時株主総会終結の時から2027年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
 委員長 齋藤 修 委員 上杉 昌隆 委員 戸谷 英之

②社外役員の状況

A. 社外取締役の人的関係、資本的关系又は取引関係のその他の利害関係の概要

社外取締役4名につきましては、当社株式を以下のとおり保有しております。

(2026年3月26日現在)

会社における地位	氏名	持株数(株)
常勤監査等委員	佐々木 孝二	9,600
監査等委員	上杉 昌隆	—
監査等委員	戸谷 英之	—
取締役	大木 優紀	—

戸谷英之氏の兼職先である株式会社エフブレインは、当社の連結子会社であります。
 その他の当社社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な利害関係はありません。

B. 社外取締役の機能及び役割並びに選任状況に対する考え方

当社においては、社外取締役を選任するにあたり、以下の考え方に基づき選任しております。

(社外取締役)

- ・社外取締役は、業務執行全般の監督機能強化及び経営の透明性を確保する観点からガバナンスの豊富な経験及びその専門性並びに経営に対する客観性を鑑み、適任である人物を選任する。
- ・社外取締役の選任目的に適うよう、新たな社外取締役の選任においては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準に加えて、当社独自の「社外役員の独立性に関する基準」に基づき、その独立性を客観的に判断する。
- ・企業経営者を社外取締役とする場合は、当該取締役の本務会社との取引において利益相反が生じる可能性もあるが、個別案件での利益相反には取締役会での手続きにて適正に対処する。

(参考) 社外役員の独立性に関する基準

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環といたしまして、当社の社外取締役について、以下のとおり、当社が独立性を判断するための基準を定めております。

《役員の独立性要件》

当社の独立役員は、会社法及び会社法施行規則に定める社外取締役であるとともに、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立性要件に加えて、以下の要件を満たす者をいう。

1. 以下のいずれにも該当しない者
 - (1) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - (2) 当社の兄弟会社の業務執行者
 - (3) 当社又は当社子会社（以下、「当社グループ」という。）を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - (4) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
 - (5) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
 - (6) 最近1年間において、上記（1）から（5）までのいずれかに該当していた者
 - (7) 次の①から③までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の二親等以内の親族
 - ① 上記（1）から（6）に掲げる者
 - ② 当社の子会社の業務執行者
 - ③ 最近1年間において、②又は当社の業務執行者に該当していた者
2. 独立役員としての職務を果たすことができない、その他の事情を有していないこと。
3. 上記1から2のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示することで、独立役員として選任することができる。

- 注
1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人をいう。
 2. 「主要な取引先」とは、当社グループとの取引において、支払額又は受取額が、当社グループ又は取引先の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上を占めている企業をいう。
 3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外に、当社グループから1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者をいう。

社外取締役佐々木孝二氏、上杉昌隆氏、戸谷英之氏及び大木優紀氏については、業務執行全般の監督機能強化及び経営の透明性を確保する観点から、ガバナンスの豊富な経験及びそれぞれが有する専門性、経営に対する客観性を鑑み、適任であるとの判断から選任しております。なお、株式会社東京証券取引所が企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定している独立役員（一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外取締役又は社外監査役をいう。）として指定し、同証券取引所に届け出ています。

なお、佐々木孝二氏については税理士の資格を、上杉昌隆氏については弁護士の資格を、戸谷英之氏については公認会計士の資格を有しております。

C. 2026年3月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件」及び「監査等委員である取締役3名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決された場合、当社の社外役員の状況は、以下のとおりとなる予定であります。

社外取締役（監査等委員）佐々木孝二氏が退任し、新たに齋藤修氏が社外取締役（監査等委員）に就任し、当社の社外取締役は4名（うち監査等委員は3名）となります。

社外取締役の齋藤修氏は、公務等の職歴を通じて、財務・税務業務のほか、組織運営・マネジメント及び財政投融资機関の各種法人の監査統括業務等に関する豊富な経験を有しており、その知識及び経験を当社の監査機能及びリスク管理機能の強化に発揮していただけたと考えております。なお、当社との間に人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、(株)東京証券取引所が定める独立性要件を満たすと共に、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。

社外取締役の上杉昌隆氏は、豊富な弁護士経験や他社における監査役経験を有しており、その知識及び経験を引き続き、当社の監査機能及びリスク管理機能の強化に発揮していただけたと考えております。なお、当社との間に人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、(株)東京証券取引所

が定める独立性要件を満たすと共に、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。

社外取締役の戸谷英之氏は、豊富な会計監査人としての監査業務経験や他社における監査役経験を有しており、その知識及び経験を引き続き、当社の監査機能及びリスク管理機能の強化に発揮していただけると考えております。なお、当社との間に人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、(株)東京証券取引所が定める独立性要件を満たすと共に、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。

社外取締役の大木優紀氏は、放送業界で長年ご活躍され、現在は、民間企業の執行役員を務めるなど、豊富な経験と幅広い識見を有しており、その知識及び経験を引き続き、当社の監督機能及びリスク管理機能の強化に発揮していただくことを期待し、加えて、サステナビリティやダイバーシティ等に関わる経営課題に関して有益な意見が得られると考えております。なお、当社との間に人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、(株)東京証券取引所が定める独立性要件を満たすと共に、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。

③監査等委員である社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員である社外取締役は取締役会において、議案・審議等に必要の発言を適宜行うと共に、取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行及び取締役会決議における意思決定過程が適正であるかどうか等の観点から、議案・審議等につき、必要に応じ、意見を述べております。

監査等委員と内部監査部門は、監査計画の策定や内部監査の結果報告等を通じて相互の連携を図っております。また、監査等委員会において、会計監査人でありますPwC Japan有限責任監査法人より、監査計画、監査結果等の詳細な説明が適時行われております。

内部統制部門(法務部)は、内部統制の整備・運用状況の有効性評価の結果を取りまとめ、取りまとめた結果を代表取締役社長CEOが、取締役会及び監査等委員会並びに会計監査人に適時に報告しております。また、財務報告に係る内部統制の重要な役割を担うものによる不正及び重要な内部統制の変更があった場合にも、取締役会及び監査等委員会並びに会計監査人に適時に報告しております。

(3) 【監査の状況】

①監査等委員会監査の状況

(i) 監査等委員会監査の組織、人員及び手続

有価証券報告書提出日現在、監査等委員会は、全監査等委員(3名)が独立性のある社外取締役で構成されております。監査等委員である社外取締役は税理士や弁護士等各方面の専門的見地から監査を行うとともに、監査等委員会監査等基準に従って、取締役の職務の執行を監査し、会社の業務の適正な運営、合理化等について、意見等を述べております。

当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集及び重要な会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会の十分な連携を可能とすべく、常勤の監査等委員を選任する方針としております。現在は、常勤の監査等委員として佐々木孝二氏を選任しております。同氏は、税理士としての経験を有しており、財務及び会計等に関する相当程度の知見を有しております。

なお、2026年3月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員である取締役3名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、当社の監査等委員会は引き続き社外取締役3名で構成されることとなります。

(ii) 監査等委員及び監査等委員会の活動状況

当事業年度において当社は監査等委員会を11回開催しており、1回当たりの所要時間は約1時間でありました。個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

区分	氏名	監査等委員会出席回数
社外取締役（常勤監査等委員）	佐々木 孝二	11回/11回
社外取締役（監査等委員）	上杉 昌隆	11回/11回
社外取締役（監査等委員）	戸谷 英之	11回/11回

監査等委員会における主な議題は、監査計画の策定、重要監査項目の審議、内部統制システムの整備・運用、会計監査人の評価と再任適否、取締役会付議事項の事前審議等となっております。

年間を通じ次のような決議、報告・協議がなされました。

決議事項 11件：監査報告書の提出の件、監査等委員である取締役の報酬額の決定の件等

報告・協議 13件：第32期監査結果の件、コンプライアンス進捗状況の件等

また、常勤の監査等委員の主な活動としては、監査等委員会の議長を務めると共に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）との意思疎通、取締役会への出席、また、必要に応じて、重要書類の閲覧結果や取締役及び従業員の職務の執行状況を監査等委員会に報告しております。

②内部監査の状況

内部監査は、内部監査規程に従って行われております。

なお、内部監査規程には、内部監査の機能は、経営診断の見地から会社の財産及び業務を適正に把握し、経営の合理化並びに能率の増進に寄与するとともに、意思疎通の実をあげ、あわせて各業務相互の連絡調整に努めることにあり、その監査責任者は、法務部長である旨等を定めております。

代表取締役社長CEOの直轄である法務部長をはじめとした内部監査部門は、独立的及び客観的な立場から当社及び当社グループ会社の経営活動全般について、法令遵守、財務報告の適正性、業務の有効性・効率性の観点から内部統制の整備・運用状況を評価し、その結果に基づき経営活動の信頼性について合理的な保証を与えるとともに、内部統制の充実を図るための提案を行っています。また、この内部監査活動の結果は、定期的に取り締り会にて報告しています。

③会計監査の状況

A. 監査法人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

B. 継続監査期間

14年間

C. 業務を遂行した公認会計士

千葉 達哉

佐賀 睦美

D. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、会計士試験合格者等12名、その他18名であります。

E. 監査法人の選定方法と理由

日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考に、品質管理、独立性、専門性、監査報酬、監査等委員会及び経営者とのコミュニケーション、並びに不正リスクへの対応等を総合的に勘案し、選定をしております。

監査等委員会は、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員

の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

F. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人の監査体制及び職務遂行状況等を総合的に評価しております。

④監査報酬の内容等

A. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	44	—	40	—
連結子会社	—	—	—	—
計	44	—	40	—

B. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（プライスウォーターハウスクーパース）に対する報酬（A.を除く。）

該当事項はありません。

C. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

D. 監査報酬の決定方針

当社では監査公認会計士等の監査計画、監査内容、監査日数等を勘案した上で監査報酬を決定しております。

E. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積もりの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の報酬等は、株主総会の決議によって定める旨を定款で定めております。

当社は役員に対する報酬等の額を、株主総会で決定した報酬総額の限度内において、1年ごとに決定しております。

取締役の報酬は、2016年3月25日開催の第23期定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額を年額200百万円、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額50百万円とすることを決議しております（決議時の対象取締役数：取締役（監査等委員であるものを除く。）3名、監査等委員である取締役3名）。また、2022年3月25日開催の第29期定時株主総会において、当該報酬の額の範囲内で、取締役（監査等委員であるものを除く。）に対しストックオプションとして新株予約権を発行しております。

株式報酬型ストックオプションは、中期経営計画の主要な財務目標である連結営業利益を業績連動報酬に係る指標として採用しております。新株予約権は、割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の最終年度である2024年12月期の連結営業利益目標値（100億円）に対する達成度に応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができるものであります。なお、2024年12月期業績予想における連結営業利益の目標は72億円、実績は71億円であります。

当社は2021年2月26日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」を決議しております。当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する機関は取締役会であり、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬に関しては、当該方針に従い、業務執行取締役である代表取締役社長CEOが報酬額の総額を含めた報酬案を策定し、独立性のある社外取締役及び業務執行取締役である代表取締役社長CEOで構成する報酬委員会にて審議をした後、取締役会において報酬の総額等を決議しております。

各取締役の報酬額の個人別の具体的な内容については業務執行取締役である代表取締役社長CEOに一任するものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績連動報酬の額としております。これらの権限を委任した理由は、取締役の個人別報酬等の決定にあたっては、報酬委員会にて当該方針に沿って審議の上、取締役会へ答申を行うこととしており、委任を受けたものはその答申を尊重し決定することとしているためであります。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、個人別の報酬額の決定を代表取締役社長CEO平野岳史に委任することを取締役会で決議しており、取締役会としては、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会において決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当該事業年度は、以下のとおり、取締役会にて審議・決定いたしました。

・2025年3月28日:取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬に係る審議及び決議
監査等委員である取締役の報酬に関しては、監査等委員である取締役の協議にて決定しております。

「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」の内容は以下のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、当社の業績及び株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責の重さと成果を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役である代表取締役社長CEO及び監督機能を担う取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬等（金銭報酬）及び株式報酬（非金銭報酬）により構成し、監査等委員である社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を月例の固定報酬と合わせて支給する。目標となる業績指標とその値は、原則として、中期経営計画あるいは当社が設定した中期的連結営業利益目標と整合するよう計画策定時に設定し、但し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、株式報酬型ストックオプションとし、中期経営計画の主要な財務目標である連結営業利益あるいは当社が設定した中期的連結営業利益目標を業績連動報酬に係る指標として採用する。新株予約権は、割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画あるいは中期的連結営業利益目標の最終年度の連結営業利益目標値に対する達成度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができるものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役及び取締役（監査等委員である取締役を除く）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえて決定するものとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝8：1：1とする（KPIを100%達成の場合）。

（注）業績連動報酬等は、現金報酬であり、非金銭報酬等は、株式報酬型ストックオプションである。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

業務執行取締役である代表取締役社長CEO及び取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額及び種類別の報酬については、上記報酬決定の基本方針及び個別方針に従い、業務執行取締役である代表取締役社長CEOが報酬額の総額を含めた報酬案を策定する。その後、取締役会において報酬の総額（基本報酬及び業績連動報酬等及び株式報酬がある場合にはそれぞれの報酬の総額）及び時期または条件その他重要事項がある場合にはその内容を決議し、各取締役の個人別の具体的な内容については業務執行取締役である代表取締役社長CEOに一任する。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績連動報酬の額とする。

但し、業務執行取締役である代表取締役社長CEOの恣意的な報酬決定を防止し、権限が適切に行使されるよう、独立性のある社外取締役及び業務執行取締役である代表取締役社長CEOで構成する報酬委員会を設置する。報酬委員会においては、業務執行取締役である代表取締役社長CEOが策定した個別の報酬案が上記報酬の決定方針に照らし妥当であるかどうかを審議した上で、必要があれば修正を行い、取締役会で決議された総額の範囲内で、報酬委員会としての報酬案を策定するものとする。報酬委員会は、当該案を業務執行取締役である代表取締役社長CEOに提出し、業務執行取締役である代表取締役社長CEOは当該報酬案を尊重して個別の取締役の報酬額の決定をするものとする。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	114	110	4	—	4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	20	20	—	—	4

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）報酬限度額は年額200百万円であります。（2016年3月25日付株主総会決議）
また、当該報酬の額の範囲内で、取締役（監査等委員を除く）に対しストックオプションとして新株予約権を発行しております。（2017年3月24日付株主総会決議）
2. 取締役（監査等委員）報酬限度額は年額50百万円であります。（2016年3月25日付株主総会決議）

③役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、取引先との関係の維持・強化など事業戦略上の目的から保有する株式を政策保有目的と区分し、それ以外の資産運用を目的として保有する株式を純投資目的と区分しております。

②株式会社フルキャストホールディングスにおける株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)である株式会社フルキャストホールディングスについては以下のとおりであります。

A. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社グループは、政策保有株式として上場株式を保有する場合には、その取得・保有目的を提携関係、取引関係、その他事業上の関係に限定し、当社グループと取引先との安定的かつ長期的な取引関係の維持・強化、業務上の協力関係の維持・強化の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に実施しております。このような事業シナジーが見込まれない関係会社株式や投資有価証券は売却し、縮減する方針であります。

また、取締役会において、当社グループが保有する政策保有株式(4銘柄)について保有目的が適切かも含めて具体的に精査し、保有の適否を検証いたしました。検証の結果、これらの政策保有株式については、現時点では保有を継続することが適切であるものと判断いたしました。

当社グループは、政策保有株式に係る議決権行使については、議決権行使助言会社の行使基準等も参考にした上で、個々の保有目的を踏まえ、各議案毎に、当該企業及び当社グループの企業価値の向上に資する内容であるか、株主価値を毀損させる可能性の有無等を個別に精査し、総合的に判断した上で、議案の賛否を決定し行使しております。

b) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	5	363
非上場株式以外の株式	2	267

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得価 額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	1	271	資本業務提携による関係強化

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却価 額の合計額(百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	1	25

c) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社セイフ アート	30,000	30,000	相互の取組みによる将来的な企業価値向上のため保有しております。定量的な保有効果は記載が困難であるため記載しておりません。保有の合理性はa) で記載の方法により検証しております。	有
	22	29		
株式会社イー・ ロジット	—	90,000	短期業務支援事業における安定的な取引関係の維持・強化のため保有しておりましたが、当事業年度において全株式を売却いたしました。	無
	—	20		
Zenken株式会社	370,000	—	資本業務提携による業務上の連携及び資本関係の構築による関係強化のため保有しております。定量的な保有効果は記載が困難であるため記載しておりません。保有の合理性はa) で記載の方法により検証しております。	無
	245	—		

みなし保有株式

該当事項はありません。

B. 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	1	27

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	1	41	△24

③株式会社FCアセットマネジメントにおける株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最大保有会社の次に大きい会社である株式会社FCアセットマネジメントについては以下のとおりであります。

A. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社グループは、政策保有株式として上場株式を保有する場合には、その取得・保有目的を提携関係、取引関係、その他事業上の関係に限定し、当社グループと取引先との安定的かつ長期的な取引関係の維持・強化、業務上の協力関係の維持・強化の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に実施しております。このような事業シナジーが見込まれない関係会社株式や投資有価証券は売却し、縮減する方針であります。

また、取締役会において、当社グループが保有する政策保有株式(4銘柄)について保有目的が適切かも含めて具体的に精査し、保有の適否を検証いたしました。検証の結果、これらの政策保有株式については、現時点では保有を継続することが適切であるものと判断いたしました。

当社グループは、政策保有株式に係る議決権行使については、議決権行使助言会社の行使基準等も参考にした上で、個々の保有目的を踏まえ、各議案毎に、当該企業及び当社グループの企業価値の向上に資する内容であるか、株主価値を毀損させる可能性の有無等を個別に精査し、総合的に判断した上で、議案の賛否を決定し行使しております。

b) 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

B. 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	59	894	—	—

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	35

④提出会社における株式の保有状況

提出会社については、上記「② 株式会社フルキャストホールディングスにおける株式の保有状況」に記載のとおりであります。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、変更等に的確に対応するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。さらに、ディスクロージャー専門会社から定期・不定期の情報を受ける体制を整えております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,531	21,089
受取手形及び売掛金	※1 7,657	※1 10,094
商品	58	224
貯蔵品	16	16
その他	2,230	3,411
貸倒引当金	△24	△28
流動資産合計	27,468	34,806
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,871	※2 3,093
減価償却累計額及び減損損失累計額	△1,168	△1,875
建物及び構築物（純額）	704	1,218
機械装置及び運搬具	8	94
減価償却累計額及び減損損失累計額	△7	△63
機械装置及び運搬具（純額）	0	31
工具、器具及び備品	1,070	1,296
減価償却累計額及び減損損失累計額	△890	△973
工具、器具及び備品（純額）	180	323
土地	1,145	※2 5,052
建設仮勘定	51	22
有形固定資産合計	2,080	6,646
無形固定資産		
ソフトウェア	634	677
のれん	5,223	8,041
商標権	1,558	1,472
その他	22	22
無形固定資産合計	7,436	10,212
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 2,740	※3 2,777
差入保証金	1,149	2,850
繰延税金資産	476	90
その他	127	599
貸倒引当金	△8	△150
投資その他の資産合計	4,484	6,167
固定資産合計	14,000	23,024
資産合計	41,468	57,830

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	582	683
短期借入金	※4 1,000	※4 10,500
1年内返済予定の長期借入金	—	※2 363
未払金	1,664	2,186
未払費用	1,672	2,875
未払法人税等	1,915	1,558
未払消費税等	1,007	1,912
賞与引当金	26	51
その他	※5 2,326	※5 1,575
流動負債合計	10,191	21,703
固定負債		
長期借入金	—	※2 1,357
退職給付に係る負債	924	955
資産除去債務	389	433
繰延税金負債	634	233
その他	462	495
固定負債合計	2,408	3,474
負債合計	12,599	25,176
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,780	2,780
資本剰余金	1,888	1,888
利益剰余金	28,137	26,102
自己株式	△4,638	△482
株主資本合計	28,167	30,287
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	121	1
為替換算調整勘定	329	373
その他の包括利益累計額合計	450	374
新株予約権	253	196
非支配株主持分	—	1,795
純資産合計	28,869	32,654
負債純資産合計	41,468	57,830

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
売上高	※1 68,556	※1 77,227
売上原価	44,039	50,783
売上総利益	24,517	26,445
販売費及び一般管理費		
給料及び賞与	5,562	6,021
雑給	1,682	1,698
賞与引当金繰入額	△14	△27
法定福利費	1,043	1,129
退職給付費用	132	67
通信費	356	375
旅費及び交通費	529	580
地代家賃	1,302	1,399
減価償却費	434	499
広告宣伝費	1,776	1,376
求人費	1,082	1,251
貸倒引当金繰入額	△19	34
のれん償却額	498	663
その他	3,015	3,466
販売費及び一般管理費合計	17,377	18,530
営業利益	7,140	7,915
営業外収益		
受取利息	3	19
受取配当金	6	6
持分法による投資利益	123	—
助成金収入	16	26
広告収入	56	47
その他	45	90
営業外収益合計	248	188
営業外費用		
支払利息	12	49
持分法による投資損失	—	111
障害者雇用納付金	8	15
和解金	17	23
広告収入原価	8	11
その他	31	116
営業外費用合計	76	325
経常利益	7,312	7,778

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
特別利益		
投資有価証券売却益	31	192
固定資産売却益	※2 31	※2 43
子会社株式売却益	1,295	—
その他	—	14
特別利益合計	1,358	248
特別損失		
減損損失	※3 2	※3 56
固定資産除却損	※4 38	※4 83
その他	1	5
特別損失合計	41	144
税金等調整前当期純利益	8,629	7,883
法人税、住民税及び事業税	3,119	2,926
法人税等調整額	△31	76
法人税等合計	3,088	3,002
当期純利益	5,541	4,881
非支配株主に帰属する当期純利益	48	97
親会社株主に帰属する当期純利益	5,493	4,784

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
当期純利益	5,541	4,881
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△19	△110
為替換算調整勘定	75	45
その他の包括利益合計	※ 57	※ △65
包括利益	5,598	4,816
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	5,549	4,709
非支配株主に係る包括利益	49	107

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,780	2,006	24,868	△4,647	25,007
当期変動額					
剰余金の配当			△2,218		△2,218
親会社株主に帰属する当期純利益			5,493		5,493
自己株式の取得					—
自己株式の処分			△5	9	3
連結子会社株式の取得による持分の増減		△118			△118
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△118	3,269	9	3,159
当期末残高	2,780	1,888	28,137	△4,638	28,167

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	140	253	394	204	1,181	26,785
当期変動額						
剰余金の配当						△2,218
親会社株主に帰属する当期純利益						5,493
自己株式の取得						—
自己株式の処分						3
連結子会社株式の取得による持分の増減						△118
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△19	75	56	49	△1,181	△1,076
当期変動額合計	△19	75	56	49	△1,181	2,084
当期末残高	121	329	450	253	—	28,869

当連結会計年度(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,780	1,888	28,137	△4,638	28,167
当期変動額					
剰余金の配当			△2,174		△2,174
親会社株主に帰属する当期純利益			4,784		4,784
自己株式の取得				△564	△564
自己株式の処分			△24	99	74
自己株式の消却			△4,621	4,621	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	△2,036	4,156	2,121
当期末残高	2,780	1,888	26,102	△482	30,287

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	121	329	450	253	—	28,869
当期変動額						
剰余金の配当						△2,174
親会社株主に帰属する当期純利益						4,784
自己株式の取得						△564
自己株式の処分						74
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△120	45	△75	△56	1,795	1,664
当期変動額合計	△120	45	△75	△56	1,795	3,785
当期末残高	1	373	374	196	1,795	32,654

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	8,629	7,883
減価償却費	455	542
減損損失	2	56
のれん償却額	498	663
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△32	6
賞与引当金の増減額(△は減少)	37	△32
受取利息及び受取配当金	△9	△25
支払利息	12	49
持分法による投資損益(△は益)	△123	111
子会社株式売却益	△1,295	—
固定資産売却益	△31	△43
固定資産除却損	38	83
投資有価証券売却損益(△は益)	△31	△192
売上債権の増減額(△は増加)	43	△753
未収入金の増減額(△は増加)	△698	△591
差入保証金の増減額(△は増加)	5	△1,395
仕入債務の増減額(△は減少)	48	292
未払費用の増減額(△は減少)	41	309
未払消費税等の増減額(△は減少)	△277	723
預り金の増減額(△は減少)	517	△880
未払事業税の増減額(△は減少)	12	△198
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	31	△54
その他	△252	△682
小計	7,619	5,872
利息及び配当金の受取額	9	25
利息の支払額	△11	△55
法人税等の支払額	△2,409	△4,493
法人税等の還付額	550	7
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,758	1,356
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△286	△512
有形固定資産の売却による収入	38	51
無形固定資産の取得による支出	△394	△221
無形固定資産の売却による収入	20	—
投資有価証券の取得による支出	△255	△1,131
投資有価証券の売却による収入	31	276
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	※2 △4,444
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	※3 999	—
貸付けによる支出	△2	△104
貸付金の回収による収入	41	45
その他	△17	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	175	△6,037

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	—	△566
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	9,000
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△644	—
配当金の支払額	△2,217	△2,172
その他	△8	△103
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,870	6,159
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1	13
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	3,063	1,490
現金及び現金同等物の期首残高	14,468	17,531
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	※4 2,008
現金及び現金同等物の期末残高	※1 17,531	※1 21,029

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 31社

連結子会社の名称

株式会社フルキャスト、株式会社トップスポット、株式会社フルキャストアドバンス、株式会社フルキャストビジネスサポート、株式会社おてつだいネットワークス、株式会社フルキャストシニアワークス、株式会社フルキャストポーター、株式会社エフブレイン、株式会社エムズライン、株式会社F S P、株式会社フルキャストグローバル、ミニメイド・サービス株式会社、株式会社Fullcast International、株式会社ヘイフィールド、グロービート・ジャパン株式会社、株式会社インプリ、株式会社リリースベース、グロービート・インターナショナル株式会社、GLOBEAT EUROPE GmbH、株式会社ツクリックス、渋谷プロパティ合同会社、田町プロパティ合同会社、西新宿プロパティ合同会社、株式会社FCアセットマネジメント、株式会社ビート、株式会社クリエージェンシー、株式会社Jフォスター、株式会社Nビジネス、F i a h株式会社、A n n株式会社、m i c o株式会社

当連結会計年度において、株式会社ツクリックス、株式会社Nビジネス、F i a h株式会社の株式を取得したことにより同3社及びF i a h株式会社の子会社であるA n n株式会社、m i c o株式会社を連結の範囲に含めております。

また、渋谷プロパティ合同会社、田町プロパティ合同会社、西新宿プロパティ合同会社の持分を取得したこと及び株式会社FCアセットマネジメントを設立したことにより連結の範囲に含めております。

株式会社ビート及び同社の子会社である株式会社Jフォスター、株式会社クリエージェンシーは、当連結会計年度に当社の代表取締役CEO平野岳史が株式会社ビートの取締役役に就任し、支配力基準の適用により実質的に支配していることが認められるため、連結の範囲に含めております。

連結子会社であった株式会社ワークアンドスマイルは、清算終了したため、連結の範囲より除外しております。グロービート・インターナショナル株式会社は当連結会計年度未現在、清算手続き中であります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 2社

株式会社デリ・アート、Advancer Global Limited

(2) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち株式会社デリ・アートは、決算日が異なるため、連結財務諸表の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

株式会社ビートは、2025年9月30日付で持分法を適用した関連会社から連結子会社化したことに伴い、持分法適用の範囲から除外しています。なお、2025年9月までの損益は、連結財務諸表において、持分法による投資損失に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次の通りであります。

会社名	決算日	
株式会社ビート	3月31日	※1
株式会社クリエージェンシー	10月31日	※1
株式会社Jフォスター	3月31日	※1
F i a h株式会社	4月30日	※2
A n n株式会社	4月30日	※2
m i c o株式会社	4月30日	※2

- ※1 連結決算日または連結決算日から3ヶ月以内の一定期間現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
- ※2 みなし取得日を当連結会計年度末としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品・貯蔵品

先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～9年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

商標権については、その効果の及ぶ期間（20年）、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用については、発生時の連結会計年度に一括して費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時の連結会計年度に一括して費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、いずれの事業においても履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

（派遣事業）

派遣事業は、派遣スタッフを募集・登録し、顧客である企業等へ派遣する「労働者派遣事業」を行っております。当該履行義務は、当社グループと雇用契約を締結した派遣スタッフを派遣先企業に派遣し、人材派遣契約に合意された期間にわたって約束した派遣サービスを提供することであり、当該義務が契約期間にわたり稼働時間の経過につれて充足されると判断し、稼働時間を基に収益を認識しております。

（BPO事業）

BPO事業は、顧客から総務事務、営業事務、経理事務、給与計算、営業・販売等のバックオフィス系の業務を当社グループが受託しサービスの提供を行っております。当該履行義務は、顧客から委託された業務を契約期間内に完成し成果物を引渡すことのほか、当社グループが自己の責任・管理の下で委託された業務を行うサービスを提供することであり、成果物の引渡しが必要な契約については、顧客に当該成果物を引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該成果物を引渡した時点または顧客が検収した時点で収益を認識し、また、当社グループが自己の責任・管理の下で委託された業務を行う契約については、契約期間にわたり毎月均一のサービスを提供するため、期間定額で収益を認識しております。

（請負事業）

請負事業は、顧客との契約に基づき、イベント会場での飲食料品の販売、コールセンター業務、データ入力、倉庫内軽作業などの運営を受託するサービスの提供を行っており、予め依頼された業務に付き、定められた事業所内において自社の社員を配置し円滑に完遂する義務を負っております。当該履行義務は、契約に基づく請負作業のサービスを完遂した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づく請負金額または運営実績、受架電件数やデータ入力件数などの出来高及び処理業務の成果に応じ定められた単価を基に収益を認識しております。

（商品販売事業）

商品販売事業は、主として通信サービス契約の取次業務などのサービスの提供を行っております。当該履行義務は、顧客とサービス利用者との間で通信サービス等の契約を成立させ、顧客の提供するサービスの利用

を開始させた時点で顧客は便益を獲得するため、当該時点で履行義務が充足されると判断し、販売数量や販売金額等の一定の目標の達成を条件とした顧客とのインセンティブ契約に基づき収益を認識しております。

(紹介事業)

紹介事業は、人材の採用を希望する顧客に対し、採用要件を整理したうえで就労希望者を紹介する人材紹介サービスの提供を行っております。当該履行義務は、顧客が紹介した就労希望者を採用した時点で履行義務が充足されると判断し、採用時に紹介契約に定められた紹介料に基づき収益を認識しております。

(飲食事業)

飲食事業は、店舗運営による飲食サービスの提供及びフランチャイズ加盟店へのライセンス供与、食材等の販売を行っております。

店舗運営による飲食サービスの提供は、顧客からの注文に基づき飲食サービスを提供し対価を収受した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

フランチャイズ加盟店に対するライセンスの供与は、フランチャイズ加盟契約に基づき店舗運営ノウハウ、システムのサービス提供を行っており、フランチャイズ契約先が店舗を運営し飲食サービスの対価を得た時点で履行義務が充足されると判断し契約に基づきロイヤルティ収益を認識しております。また、フランチャイズ加盟店に対する食材等の販売は、フランチャイズ契約先に食材等を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(警備事業)

警備事業は、顧客との警備請負契約に基づき常駐・雑踏警備および交通警備等の警備を行っております。当該履行義務は、契約に基づく警備業務の提供に応じて履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたる履行義務の充足につれて収益を認識しております。なお、警備請負契約は、契約料金が固定的な契約のほか、顧客と合意した時間単価等に基づく従量制の契約や日々の需要に合わせて受注する臨時契約がありますが、いずれも提供した警備サービスの実績時間に応じて顧客へ請求する権利が確定するため、当該確定した権利に基づき収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間（20年以内）で定額法により償却することとしております。ただし、重要性が乏しい場合は、発生時に一括償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する、流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	476百万円	90百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の計上にあたり、事業計画を基礎とした将来の課税所得の十分性、タックスプランニングの存在の有無及び将来加算一時差異の十分性により回収可能性を検討し、繰延税金資産を計上しています。

将来の課税所得の算出は、事業計画を基礎とし、一時差異に係る税効果については、当該差異の解消時に適用される法定実効税率に基づいて繰延税金資産を計上しています。将来において解消が不確実であると考えられる一時差異については、評価性引当額として繰延税金資産を減額しています。

将来の課税所得の見込額の変化や、その他の要因に基づき繰延税金資産の回収可能性の評価が変更された場合、翌連結会計年度の利益金額に影響を及ぼす可能性があります。

(のれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	5,223百万円	8,041百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんは取得による支配獲得時に、取得した当該事業により今後期待される超過収益力に関連して発生しており、その効果の発現する期間を見積り、その期間で均等償却しております。

その資産性については「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、支配獲得時に識別した超過収益力の評価も踏まえ、減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候を識別した場合には、将来の事業計画を基礎に算定されたのれんの残存償却期間内の割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して減損損失の認識の要否を判定しております。減損損失の認識が必要と判定された場合、のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識します。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画等には、収益及び費用の予測について重要な仮定が含まれております。

当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、将来キャッシュ・フローや回収可能価額が減少した場合には、翌連結会計年度における連結財務諸表に影響を与えるおそれがあります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等
- (以下、「リースに関する会計基準」と「リースに関する会計基準の適用指針」を合わせて、「リース会計基準等」という。)

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号「リース」(以下、「IFRS第16号」という)の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

- (1) 前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた61百万円は、「助成金収入」16百万円、「その他」45百万円として組み替えております。

- (2) 前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「投資有価証券売却益」及び「固定資産売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」の「その他」に表示していた63百万円は、「投資有価証券売却益」31百万円、「固定資産売却益」31百万円として組み替えております。

- (3) 前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「減損損失」は、金額的重要性が増した

ため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「その他」に表示していた3百万円は、「減損損失」2百万円、「その他」1百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- (1) 前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「減損損失」、「固定資産売却益」、「投資有価証券売却損益(△は益)」、「差入保証金の増減額(△は増加)」、「預り金の増減額(△は減少)」及び「未払事業税の増減額(△は減少)」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた222百万円は、「減損損失」2百万円、「固定資産売却益」△31百万円、「投資有価証券売却損益(△は益)」△31百万円、「差入保証金の増減額(△は増加)」5百万円、「預り金の増減額(△は減少)」517百万円、「未払事業税の増減額(△は減少)」12百万円、「その他」△252百万円として組み替えております。

- (2) 前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「貸付けによる支出」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△19百万円は、「貸付けによる支出」△2百万円、「その他」△17百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
売掛金	7,657百万円	10,094百万円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
建物及び構築物	－百万円	287百万円
土地	－ ”	3,878 ”
計	－百万円	4,165百万円

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	－百万円	81百万円
長期借入金	－ ”	765 ”
計	－百万円	846百万円

※3 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
投資有価証券(株式)	2,033百万円	1,184百万円

※4 当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額の総額	16,100百万円	16,600百万円
借入実行額	1,000 ”	10,500 ”
差引額	15,100百万円	6,100百万円

※5 その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
契約負債	4百万円	39百万円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。
顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
建物及び構築物	13百万円	12百万円
機械装置及び運搬具	0 "	— "
工具、器具及び備品	15 "	31 "
ソフトウェア	0 "	— "
その他	3 "	— "
計	31百万円	43百万円

※3 減損損失の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1)減損損失を認識した主な資産

用途	種類	場所
飲食事業用資産	建物及び構築物	東京都国立市
	工具、器具及び備品	
	その他	
営業支援事業用資産	工具、器具及び備品	東京都港区
	ソフトウェア	

(2)減損損失の認識に至った経緯

連結子会社であるグロービート・ジャパン株式会社において、営業活動から生じる損益が継続してマイナスの店舗等で、今後も収益改善の可能性が低いと判断したものについて、当該店舗用資産の帳簿価額全額を回収不能と判断し減損損失を認識しております。

また、連結子会社である株式会社クリエイジェンシーにおいて、事業計画を見直した結果、当初予定していた計画と乖離したため、営業業務支援事業用資産の帳簿価額全額を回収不能と判断し減損損失を認識しております。

(3)減損損失の金額

建物及び構築物	35百万円
工具、器具及び備品	4百万円
ソフトウェア	16百万円
その他	0百万円

(4)資産のグルーピングの方法

当社グループは減損会計の適用にあたって、事業の種類別セグメントの区分に基づきグルーピングを行っております。なお、飲食事業セグメントにおいては、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(5)回収可能価額の算定方法

当社グループの回収可能価額は使用価値を使用しており、将来キャッシュ・フローの見積りにより零と算定しております。

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
建物及び構築物	8百万円	59百万円
機械装置及び運搬具	—	0 "
工具、器具及び備品	2 "	7 "
ソフトウェア	9 "	0 "
その他	20 "	17 "
計	38百万円	83百万円

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
その他の有価証券評価差額金：		
当期発生額	△38百万円	13百万円
組替調整額	△0 "	△169 "
法人税等及び税効果調整前	△38百万円	△156百万円
法人税等及び税効果額	19 "	46 "
その他の有価証券評価差額金	△19百万円	△110百万円
為替換算調整勘定：		
当期発生額	75百万円	45百万円
為替換算調整勘定	75百万円	45百万円
その他の包括利益合計	57百万円	△65百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式 普通株式(株)	37,486,400	—	—	37,486,400
合計	37,486,400	—	—	37,486,400
自己株式 普通株式(株)	2,277,051	—	4,200	2,272,851
合計	2,277,051	—	4,200	2,272,851

(変動事由の概要)

自己株式の減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による自己株式の処分

4,200株

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	新株予約権の 内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出 会社	ストック・オ プションとし ての新株予約 権	—	—	—	—	—	253
合計		—	—	—	—	—	253

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年2月9日 取締役会	普通株式	1,127	32.00	2023年12月31日	2024年3月7日
2024年8月9日 取締役会	普通株式	1,092	31.00	2024年6月30日	2024年9月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年2月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,092	31.00	2024年12月31日	2025年3月13日

当連結会計年度(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式(株)	37,486,400	—	2,270,951	35,215,449
合計	37,486,400	—	2,270,951	35,215,449
自己株式				
普通株式(株)	2,272,851	351,900	2,330,681	294,070
合計	2,272,851	351,900	2,330,681	294,070

(変動事由の概要)

(1) 発行済株式の減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

2025年2月14日の取締役会決議による自己株式の消却 2,270,951 株

(2) 自己株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

2025年2月14日の取締役会決議による自己株式の取得 351,900 株

(3) 自己株式の減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

2025年2月14日の取締役会決議による自己株式の消却 2,270,951 株

新株予約権の行使による自己株式の処分 54,800 株

第三者割当による自己株式の処分 4,930 株

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	新株予約権の 内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出 会社	ストック・オ プションとし ての新株予約 権	—	—	—	—	—	196
合計		—	—	—	—	—	196

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年2月14日 取締役会	普通株式	1,092	31.00	2024年12月31日	2025年3月13日
2025年8月8日 取締役会	普通株式	1,082	31.00	2025年6月30日	2025年9月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年2月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,117	32.00	2025年12月31日	2026年3月12日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
現金及び預金	17,531百万円	21,089百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	△60
現金及び現金同等物	17,531百万円	21,029百万円

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

株式の取得により新たに株式会社ツクリックスほか3社及び持分の取得により渋谷プロパティ合同会社他2社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式及び持分の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりです。

流動資産	402百万円
固定資産	3,958 "
のれん	2,549 "
流動負債	△309 "
固定負債	△1,906 "
株式及び持分の取得価額	4,695百万円
現金及び現金同等物	△251 "
差引：取得のための支出	4,444百万円

※3 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

株式の売却により、株式会社BOD他3社が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収入(純額)は次のとおりです。

流動資産	1,722百万円
固定資産	367 "
のれん	109 "
流動負債	△722 "
固定負債	△104 "
非支配株主持分	△704 "
株式の売却益	1,295 "
株式の売却価額	1,964 "
現金及び現金同等物	△964 "
差引：売却による収入	999百万円

当連結会計年度(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

該当事項はありません。

※4 連結の範囲の変更により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

当社の持分法適用関連会社であった株式会社ビート及び同社の子会社である株式会社Jフォスター、株式会社クリエーションシーは、支配力基準の適用により実質的に支配していることが認められるため、連結の範囲に含めております。連結の範囲に含めたことに伴い増加した資産及び負債の金額は次のとおりです。

流動資産(注)	4,126百万円
固定資産	687 "
資産合計	4,813 "
流動負債	△2,032 "
固定負債	△1,179 "
負債合計	△3,211 "

(注) 現金及び現金同等物が2,008百万円含まれており、連結キャッシュ・フロー計算書において「新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額」として表示しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金については銀行借入を行っております。また、グループCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）の有効活用により適正な資金管理を図っております。資金運用については、主に流動性を有する安全性の高い預金等に限定しております。なお、デリバティブ取引は投機的な目的では行わない方針であります。また、投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金及び未払費用は、1年以内の支払期日であります。借入金は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引銀行4行と当座借越契約を締結しております。

(3) 金融商品のリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権に係る信用リスクについては、与信管理規程に従い主力である短期人材サービスを展開している株式会社フルキャストなどをはじめとし、取引顧客ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、金利の変動により業績に与える影響は軽微であります。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社ではグループ日次預金残高管理を実施するとともに、CMSによるグループ各社の流動性リスクを適切に管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
 なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません(注) 2. 参照)。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券(注) 2.	1,339	1,015	△324
(2) 差入保証金	1,149	1,113	△36
資産計	2,488	2,129	△360

- (注) 1. 「現金及び預金」及び「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」並びに「未払消費税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。
2. 投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものであります。市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額1,401百万円)は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	17,531	—	—	—
受取手形及び売掛金	7,657	—	—	—
合計	25,188	—	—	—

4. 短期借入金の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,000	—	—	—	—	—
合計	1,000	—	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,010	—	—	1,010
投資信託	—	5	—	5
資産計	1,010	5	—	1,015

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	1,113	—	1,113
資産計	—	1,113	—	1,113

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

投資信託は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、過去の退去実績を鑑み、平均入居期間を算定した上で回収可能性を反映した受取見込額を、退去までの期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当連結会計年度(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金については銀行借入を行っております。また、グループCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）の有効活用により適正な資金管理を図っております。資金運用については、主に流動性を有する安全性の高い預金等に限定しております。なお、デリバティブ取引は投機的な目的では行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、上場株式及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクまたは発行体の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金及び未払費用は、1年以内の支払期日であります。借入金は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。

(3) 金融商品のリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権に係る信用リスクについては、与信管理規程に従い主力である短期人材サービスを展開している株式会社フルキャストなどをはじめとし、取引顧客ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、月次単位で報告資料を作成し、調達金利の動向を把握することによって管理を行っております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社ではグループ日次預金残高管理を実施するとともに、CMSによるグループ各社の流動性リスクを適切に管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません(注) 2. 参照)。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券(注) 2.	2,322	2,090	△231
(2) 差入保証金	2,850	2,746	△104
資産計	5,172	4,837	△336
(1) 長期借入金 (1年以内返済予定のものを含む)	1,720	1,717	△3
負債計	1,720	1,717	△3

(注) 1. 「現金及び預金」及び「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」並びに「未払消費税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

2. 投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものであります。市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額455百万円)は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	21,089	—	—	—
受取手形及び売掛金	10,094	—	—	—
合計	31,182	—	—	—

4. 借入金の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	10,500	—	—	—	—	—
長期借入金	363	309	170	154	147	578
合計	10,863	309	170	154	147	578

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式 投資信託	2,085 —	— 5	— —	2,085 5
資産計	2,085	5	—	2,090

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	2,746	—	2,746
資産計	—	2,746	—	2,746
長期借入金（1年以内返済予定のものを含む）	—	1,717	—	1,717
負債計	—	1,717	—	1,717

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

投資信託は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、過去の退去実績を鑑み、平均入居期間を算定した上で回収可能性を反映した受取見込額を、退去までの期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度

1. その他有価証券で時価のあるもの（2024年12月31日現在）

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	300	43	256
小計	300	43	256
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	29	33	△4
その他	5	5	—
小計	34	38	△4
合計	334	81	252

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	31	31	—

3. 減損処理を行ったその他有価証券（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度

1. その他有価証券で時価のあるもの（2025年12月31日現在）

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	781	711	71
小計	781	711	71
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	433	475	△42
その他	5	5	—
小計	439	480	△42
合計	1,220	1,191	29

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	276	192	—

3. 減損処理を行ったその他有価証券（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。また、一部の連結子会社は、退職一時金制度、確定拠出制度を採用しております。

連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

(百万円)

	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
退職給付債務の期首残高	744	771
勤務費用	74	73
利息費用	3	3
数理計算上の差異の発生額	△3	△75
退職給付の支払額	△47	△57
退職給付債務の期末残高	771	716

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	149	153
退職給付費用	58	54
退職給付の支払額	△54	△53
企業結合による増加	—	86
退職給付に係る負債の期末残高	153	240

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	924	955
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	924	955
退職給付に係る負債	924	955
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	924	955

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
勤務費用	74	73
利息費用	3	3
数理計算上の差異の費用処理額	△3	△75
簡便法で計算した退職給付費用	58	54
その他	△0	△1
確定給付制度に係る退職給付費用	132	55

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
割引率	主として0.4%	主として1.8%
予想昇給率	3.5%	3.4%

3. 確定拠出制度

確定拠出制度を採用している連結子会社は、2025年9月30日が企業結合日であるため、前連結会計年度については記載すべき事項はありません。当連結会計年度の確定拠出制度への要拠出額は12百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
販売費及び一般管理費	52百万円	14百万円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
特別利益	一百万円	4百万円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1-1回株式報酬型新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2017年3月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名 当社完全子会社取締役8名 当社完全子会社監査役2名
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 201,600株
付与日	2017年4月10日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年4月11日～2051年4月10日

	第2-1回株式報酬型新株予約権	第2-2回株式報酬型新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年3月25日	2022年3月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名 当社子会社取締役13名	当社及び当社子会社従業員66名
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 58,700株	普通株式 51,100株
付与日	2022年4月11日	2022年4月11日
権利確定条件	(注) 3	(注) 4
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年4月12日～2075年4月11日	2025年4月12日～2075年4月11日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 当社の取締役の地位を有する者に割り当てられた新株予約権について、その新株予約権の割当てを受けた者は、原則として権利行使時において当社の取締役の地位を有していることを要する。
- ② 当社完全子会社の取締役または監査役の地位を有する者に割り当てられた新株予約権について、その新株予約権の割当てを受けた者は、原則として権利行使時において当社子会社の取締役または監査役の地位を有していることを要する。
- ③ 新株予約権は割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の最終年度である2020年12月期の営業利益目標値に対する達成度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 当社の取締役の地位を有する者に割り当てられた新株予約権について、その新株予約権の割当てを受けた者は、原則として権利行使時において当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由があると当社取締役会が決議した場合は、この限りでない。

- ②当社子会社の取締役の地位を有する者に割り当てられた新株予約権について、その新株予約権の割当てを受けた者（上記①の新株予約権の割当てを受けた者とあわせ、以下「新株予約権者」という。）は、原則として権利行使時において当社子会社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由があると当社取締役会が決議した場合は、この限りでない。
 - ③新株予約権は割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の最終年度である2024年12月期の営業利益目標値に対する達成度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができる。
 - ④新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
 - ⑤1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
 - ⑥その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。
4. 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、原則として権利行使時において当社及び当社子会社の従業員の地位を有していることを要する。ただし、定年または会社都合による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が決議した場合はこの限りではない。
 - ②新株予約権は割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の最終年度である2024年12月期の営業利益目標値に対する達成度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができる。
 - ③新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
 - ④1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1-1回株式報酬型新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2017年3月24日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	124,100
権利確定	—
権利行使	27,700
失効	—
未行使残	96,400

	第2-1回株式報酬型新株予約権	第2-2回株式報酬型新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年3月25日	2022年3月25日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	58,700	45,200
付与	—	—
失効	200	—
権利確定	58,500	45,200
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	58,500	45,200
権利行使	15,700	11,400
失効	—	2,500
未行使残	42,800	31,300

② 単価情報

	第1-1回株式報酬型新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2017年3月24日
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	1,624
付与日における公正な評価単価(円)	784.50

	第2-1回株式報酬型新株予約権	第2-2回株式報酬型新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年3月25日	2022年3月25日
権利行使価格(円)	1	1
行使時平均株価(円)	1,684	1,671
付与日における公正な評価単価(円)	1,630.35	1,630.35

3. スtock・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金及び貸倒損失	10百万円	59百万円
退職給付に係る負債	283 "	309 "
法人税法上の子会社株式譲渡益	50 "	52 "
投資有価証券評価損	6 "	18 "
関係会社株式評価損	357 "	407 "
税務上の繰越欠損金 (注) 2	48 "	172 "
未払事業税	105 "	97 "
資産除去債務	80 "	82 "
株式取得費用	71 "	71 "
株式報酬費用	77 "	62 "
減価償却超過額	54 "	40 "
商品評価損	— "	21 "
その他有価証券評価差額金等	— "	11 "
その他	59 "	55 "
繰延税金資産小計	1,198 "	1,455 "
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	△47 "	△172 "
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△619 "	△779 "
評価性引当額小計 (注) 1	△667 "	△952 "
繰延税金負債との相殺	△55 "	△414 "
繰延税金資産合計	476 "	90 "
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金等	△77 "	△22 "
商標権	△494 "	△463 "
連結子会社の時価評価差額	△117 "	△161 "
繰延税金負債小計	△689 "	△647 "
繰延税金資産との相殺	55 "	414 "
繰延税金負債合計	△634 "	△233 "
繰延税金負債の純額	△158百万円	△143百万円

(注) 1. 評価性引当額が285百万円増加しております。この増加の主な内容は、新規連結子会社の将来減算一時差異の増加及び税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加等によるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2024年12月31日)

税務上の繰越欠損金の重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度 (2025年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (注)	—	1	—	12	26	133	172百万円
評価性引当額	—	△1	—	△12	△26	△133	△172 "
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	— "

(注) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割	0.6 "	0.7 "
のれん償却額	1.7 "	2.6 "
持分法による投資損益	△0.4 "	0.4 "
連結子会社の適用税率差異	1.8 "	2.3 "
評価性引当額	0.7 "	2.8 "
その他	0.8 "	△1.3 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.8%	38.1%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以降開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

4. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

個別には重要ではないものの、全体としては重要である企業結合を合算して注記しています。

(1) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得に伴い支出した現金及び預金	4,695百万円
取得原価	4,695百万円

(2) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	133百万円
-----------	--------

(3) 発生したのれんの金額、発生原因

① 発生したのれん 3,481百万円

当連結会計年度末において、一部の企業結合については取得原価の配分が完了していないため、のれんは金額は暫定的に算定された金額であります。

② 発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	4,487百万円
固定資産	7,734百万円
資産合計	12,221百万円

流動負債	2,289百万円
固定負債	4,259百万円
負債合計	6,548百万円

(5) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

連結財務諸表に与える影響額に重要性がないため開示しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社及び拠点等の物件の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約期間に応じて個別に見積り、割引率は0.00%から4.80%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
期首残高	405百万円	389百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	42 "	62 "
企業結合に伴う増加額	— "	33 "
時の経過による調整額	2 "	3 "
見積りの変更による増加額	— "	17 "
資産除去債務履行による減少額	△18 "	△63 "
連結除外による減少額	△42 "	— "
その他の増減額 (△は減少)	— "	△7 "
期末残高	389百万円	433百万円

(賃貸等不動産関係)

当社グループは、東京都において、賃貸用のテナントビル（土地を含む）を有しております。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は83百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	—	—
	期中増減額	—	3,883
	期末残高	—	3,883
期末時価		—	3,900

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額は、新たに連結子会社となった渋谷プロパティ合同会社、田町プロパティ合同会社及び西新宿プロパティ合同会社を取得したことによる増加であります。

3. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計
	短期業務支援 事業	営業支援 事業	飲食事業	警備・その他 事業	
派遣	33,486	—	—	—	33,486
BPO	5,976	—	—	—	5,976
紹介	8,261	—	—	—	8,261
請負	7,506	—	—	—	7,506
商品販売	—	3,123	—	—	3,123
飲食	—	—	7,640	—	7,640
警備	—	—	—	2,367	2,367
その他	—	199	—	—	199
顧客との契約から生じる収益	55,228	3,321	7,640	2,367	68,556
外部顧客への売上高	55,228	3,321	7,640	2,367	68,556

当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計
	短期業務支援 事業	営業支援 事業	飲食事業	警備・その他 事業	
派遣	39,226	—	—	—	39,226
BPO	5,523	—	—	—	5,523
紹介	8,614	—	—	—	8,614
請負	7,733	—	—	—	7,733
商品販売	—	4,775	—	—	4,775
飲食	—	—	6,980	—	6,980
警備	—	—	—	3,504	3,504
その他	—	275	—	25	299
顧客との契約から生じる収益	61,097	5,050	6,980	3,529	76,656
その他の収益	—	—	461	110	571
外部顧客への売上高	61,097	5,050	7,442	3,639	77,227

(注) その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結財務諸表「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（1）顧客との契約から生じた債権の残高等

（単位：百万円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	8,416
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	7,657

契約負債の残高については、金額的重要性が乏しいことから記載を省略しております。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	7,657
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	10,094

契約負債の残高については、金額的重要性が乏しいことから記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「短期業務支援事業」「営業支援事業」「飲食事業」「警備・その他事業」を報告セグメントとしており、「短期業務支援事業」は、顧客企業の業務量の増減に合わせたタイムリーな短期系人材サービスの提供、「営業支援事業」は、主に販売代理店網を主軸とした通信商材等の販売代行業務及びコールセンター業務、「飲食事業」は、飲食チェーン経営及びフランチャイズ事業、「警備・その他事業」は、主に公共施設や一般企業などに対する警備業務等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

	報告セグメント				合計 (百万円)	調整額 (百万円) (注)	連結財務諸 表計上額 (百万円)
	短期業務 支援事業 (百万円)	営業 支援事業 (百万円)	飲食 事業 (百万円)	警備・ その他事業 (百万円)			
売上高							
外部顧客への売上高	55,228	3,321	7,640	2,367	68,556	—	68,556
セグメント間の内部売上高 又は振替高	32	13	0	1	46	△46	—
計	55,260	3,334	7,640	2,368	68,602	△46	68,556
セグメント利益	8,324	222	554	196	9,295	△2,155	7,140
セグメント資産	21,858	2,808	10,730	764	36,160	5,308	41,468
その他の項目							
減価償却費	243	6	187	3	439	16	455
のれん償却額	388	—	110	—	498	—	498
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	73	4	145	0	222	458	680

(注) 1. セグメント利益調整額△2,155百万円には、セグメント間取引消去△26百万円、各報告セグメントに配賦していない全社費用△2,129百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. セグメント資産の調整額5,308百万円は、主に当社本社での長期投資資産(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。

4. 減価償却費の調整額16百万円は、主に当社本社での建物・構築物及びソフトウェアの償却額であります。

5. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整458百万円は、主に当社本社での建物及び構築物と新システムに係る工具、器具及び備品とソフトウェアであります。

当連結会計年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「短期業務支援事業」「営業支援事業」「飲食事業」「警備・その他事業」を報告セグメントとしており、「短期業務支援事業」は、顧客企業の業務量の増減に合わせたタイムリーな短期系人材サービスの提供、「営業支援事業」は、主に販売代理店網を主軸とした通信商材等の販売代行業務及びコールセンター業務、「飲食事業」は、飲食チェーン経営及びフランチャイズ事業、「警備・その他事業」は、主に公共施設や一般企業などに対する警備業務等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

	報告セグメント				合計 (百万円)	調整額 (百万円) (注)	連結財務諸 表計上額 (百万円)
	短期業務 支援事業 (百万円)	営業 支援事業 (百万円)	飲食 事業 (百万円)	警備・ その他事業 (百万円)			
売上高							
外部顧客への売上高	61,097	5,050	7,442	3,639	77,227	—	77,227
セグメント間の内部売上高 又は振替高	37	14	21	1	73	△73	—
計	61,135	5,064	7,463	3,639	77,300	△73	77,227
セグメント利益	8,469	247	456	530	9,702	△1,787	7,915
セグメント資産	28,320	3,564	7,473	7,031	46,388	11,442	57,830
その他の項目							
減価償却費	298	3	209	20	529	13	542
のれん償却額	522	—	103	38	663	—	663
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	115	37	355	—	507	226	733

(注) 1. セグメント利益調整額△1,787百万円には、セグメント間取引消去△38百万円、各報告セグメントに配賦していない全社費用△1,749百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. セグメント資産の調整額11,442百万円は、主に当社本社での長期投資資産(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。

4. 減価償却費の調整額13百万円は、主に当社本社での建物・構築物及びソフトウェアの償却額であります。

5. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整226百万円は、主に当社本社での建物及び構築物と新システムに係る工具、器具及び備品とソフトウェアであります。

【関連情報】

前連結会計年度(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%に満たないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%に満たないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					全社・消去	合計
	短期業務 支援事業	営業 支援事業	飲食 事業	警備・ その他事業	計		
減損損失	—	—	2	—	2	—	2

当連結会計年度(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					全社・消去	合計
	短期業務 支援事業	営業 支援事業	飲食 事業	警備・ その他事業	計		
減損損失	—	16	39	—	56	—	56

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					全社・消去	合計
	短期業務 支援事業	営業 支援事業	飲食 事業	警備・ その他事業	計		
当期償却額	388	—	110	—	498	—	498
当期末残高	3,364	—	1,859	—	5,223	—	5,223

当連結会計年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					全社・消去	合計
	短期業務 支援事業	営業 支援事業	飲食 事業	警備・ その他事業	計		
当期償却額	522	—	103	38	663	—	663
当期末残高	5,428	—	1,821	792	8,041	—	8,041

（注）「短期業務支援事業」におけるのれんの未償却残高には、当連結会計年度の株式取得による企業結合において発生した、取得原価の配分が完了していない、暫定的に算定されたのれんの金額が含まれております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前連結会計年度(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	㈱光通信	東京都豊島区	資本金 54,259	通信回線サービス、電力等に係る商材販売	(被所有) 間接 17.31	—	子会社株式の取得(注)	470	—	—

(注) 株式の取得については、市場の実勢価格を勘案し協議の上合理的に決定しております。

当連結会計年度(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)		当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)	
1株当たり純資産額	812円65銭	1株当たり純資産額	878円03銭
1株当たり当期純利益金額	155円99銭	1株当たり当期純利益金額	136円84銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	155円03銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	136円18銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	5,493	4,784
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	5,493	4,784
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	35,213,033	34,959,921
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する 当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	217,478	170,397
(うち新株予約権(株))	(217,478)	(170,397)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要	—	—

(重要な後発事象)

(RGF タレントソリューションズ株式会社及びRGF International Recruitment Holdings Limitedの株式取得による企業結合)

当社は、2026年1月22日開催の取締役会において、RGF タレントソリューションズ株式会社及びRGF International Recruitment Holdings Limitedの全株式を取得し子会社とすることについて決議いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：RGF タレントソリューションズ株式会社

事業の内容：パイリンガル採用を中心とした人材紹介事業

被取得企業の名称：RGF International Recruitment Holdings Limited

事業の内容：アジアを中心とした人材紹介事業

② 企業結合を行う主な理由

RGFタレントソリューションズ株式会社及びRGF International Recruitment Holdings Limited（以下、「対象会社」と言います。）は、アジア各国でグローバル人材の紹介事業を展開する有力企業グループです。経営幹部層を対象とする「RGF Executive Search」、ミドル層専門職を対象とする「RGF Professional Recruitment」、在アジア日系企業向けの「RGF HR Agent」という3つの強力なブランドを有しております。対象会社は、候補者やクライアントのニーズを深く理解し、長期的な成長を支える「人の介在価値」を強みとした高付加価値なサービスを提供しており、これは当社グループの人材サービスにおける信念と軌を一にするものです。

短期人材サービスを主軸としてきた当社グループにとって、本株式取得は、対象会社が持つグローバル・ハイクラス領域における高い専門性とアジア全域にわたる強固な事業基盤を獲得することにより、「正社員紹介事業」を当社グループの第二の柱として確立するための、極めて重要な戦略的施策です。本株式取得を通じて海外事業展開への強固な基盤を構築するとともに、事業ポートフォリオの多角化と収益基盤の強化を大きく推進してまいります。

本件は、両社の事業基盤を組み合わせることで、極めて大きなシナジー創出が期待できるものです。具体的には、当社が有する国内の広範な顧客基盤に対し、対象会社のアジア全域にわたる採用ソリューションを提供することで、大きなクロスセル効果を見込んでおります。加えて、当社グループが国内で培ってきた外国籍人材の就労支援（特定技能、派遣等）のノウハウと、対象会社のグローバルなネットワーク及びクロスボーダー採用の知見を融合させることで、国内外の企業が直面する人材の獲得競争に対し、唯一無二のソリューションを提供できるものと確信しております。

当社は、対象会社が日本国内及びアジア市場において有する非常に高い成長ポテンシャルを最大限に引き出すため、本事業を当社グループの中核事業の一つとして明確に位置づけ、戦略的投資を行い、対象会社の独立性とビジョンを尊重し、当社グループが持つ経営資源と柔軟な事業運営体制を提供することで、その更なる飛躍を強力にサポートします。

本株式取得を、国内外のあらゆる人材ニーズに応える「総合人材サービス企業」への進化に向けた大きな一歩と位置づけ、企業価値の最大化に努めてまいります。

③ 企業結合日

2026年4月1日（予定）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式の取得

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得する議決権比率
100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
現金を対価とする株式の取得により、当社が議決権の100%を取得する予定であります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳	
取得に伴い支出する現金及び預金※	1,200百万円
取得原価	1,200百万円

※ 株式価値の算定にあたっては対象会社を一体として評価を行っております。

※ 取得価額のうち、株式価値につきましては、第三者機関による株式価値評価額をもとに、合理的に算定したものであり、当社取締役会において公正かつ妥当であると判断し、決定しております。

※ 上記の株式価値1,200百万円に加えて、株式譲渡契約に基づく価額調整等を行い、最終的な譲渡価額を確定いたします。価額調整の結果、対象会社のおよそ現預金相当額の金額が取得価額に加算される見込みです。

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー費用等 7百万円

(4) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れる資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

(株式会社エントリーの株式取得による企業結合)

当社は、2026年1月30日開催の取締役会において、株式会社エントリーの全株式を取得し子会社とすることを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称：株式会社エントリー
事業の内容：労働者派遣事業、有料職業紹介事業

② 企業結合を行った主な理由

株式会社エントリーは、短期領域の人材マッチング業において、物流・ロジスティクス関連業務を中心に強固な事業基盤と顧客ネットワークを構築しており、当該領域における有力企業として堅調な業績規模を有しております。

本件株式取得により、両社の顧客基盤・営業体制と全国ネットワーク、募集・教育・コンプライアンス体制、DX等の各種施策を掛け合わせることで、顧客企業に対する提供価値の一層の向上、取扱高の拡大、運営効率の向上を通じた収益性の改善が期待されます。さらに、両社の人材プールおよび採用・運営ノウハウを相互に活用することにより、当社登録スタッフの皆様に対する就業機会の拡充ならびにステップアップ支援をより一層推進し、当社グループの中長期的な成長および企業価値向上に資するものと判断いたしました。

③ 企業結合日
2026年1月30日

- ④ 企業結合の法的形式
現金を対価とした株式の取得
- ⑤ 結合後企業の名称
変更ありません。
- ⑥ 取得した議決権比率
100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
現金を対価とした株式の取得により、当社が議決権の100%を取得したことによるものであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得に伴い支出した現金及び預金	1,070百万円
取得原価	1,070百万円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	7百万円
-----------	------

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

(自己株式の取得)

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

(1) 理由	機動的な資本政策の遂行を可能とし、株主への利益還元の実現を図ると共に、資本効率を向上させるため、自己株式の取得を行うものであります。
(2) 取得する株式の種類	当社普通株式
(3) 取得する株式の数	150,000株 (上限)
(4) 株式取得価額の総額	193百万円 (上限)
(5) 自己株式取得の期間	2026年2月16日～2026年3月23日
(6) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

(報告セグメントの変更)

当連結会計年度において、当社の報告セグメントの区分は「短期業務支援事業」、「営業支援事業」、「飲食事業」、「警備・その他事業」の4セグメントとしておりましたが、M&Aによる事業の追加等を背景に、適切な経営情報の開示区分及び社内における業績管理区分等を見直した結果、翌連結会計年度より「短期業務支援事業」、「飲食事業」、「HRテック事業」、「グローバル・長期業務支援事業」、「その他事業」の5セグメントに変更いたします。

なお、変更後のセグメント区分によった場合の当連結会計年度の報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産、その他の項目の金額に関する情報は現在算定中であります。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,000	10,500	0.63	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	363	0.34	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	1,357	0.70	2027年1月4日～ 2041年2月28日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	1,000	12,220	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	309	170	154	147

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

		中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高	(百万円)	34,722	77,227
税金等調整前 中間(当期)純利益金額	(百万円)	4,444	7,883
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益金額	(百万円)	2,842	4,784
1株当たり 中間(当期)純利益金額	(円)	81.18	136.84

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第32期 (2024年12月31日)	第33期 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,554	8,827
貯蔵品	9	8
前払費用	148	162
関係会社短期貸付金	3,426	6,313
未収入金	※1 1,318	※1 1,542
その他	※1 84	※1 106
貸倒引当金	—	△930
流動資産合計	9,539	16,028
固定資産		
有形固定資産		
建物	6	4
工具、器具及び備品	60	95
その他	51	—
有形固定資産合計	117	99
無形固定資産		
ソフトウェア	540	530
その他	0	0
無形固定資産合計	540	531
投資その他の資産		
投資有価証券	439	630
関係会社株式	16,782	21,368
出資金	0	0
長期貸付金	2	3
関係会社長期貸付金	—	900
差入保証金	102	290
長期前払費用	49	35
繰延税金資産	339	319
投資その他の資産合計	17,713	23,546
固定資産合計	18,370	24,175
資産合計	27,909	40,203

(単位：百万円)

	第32期 (2024年12月31日)	第33期 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※2 1,000	※2 10,000
関係会社短期借入金	3,050	1,302
未払金	※1 206	※1 454
未払費用	※1 444	479
未払法人税等	755	34
未払消費税等	—	118
預り金	92	94
前受収益	※1 2	※1 2
その他	1	—
流動負債合計	5,550	12,483
固定負債		
長期預り保証金	※1 8	※1 8
退職給付引当金	772	717
資産除去債務	22	22
固定負債合計	803	748
負債合計	6,353	13,231
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,780	2,780
利益剰余金		
利益準備金	695	695
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	22,439	23,808
利益剰余金合計	23,134	24,503
自己株式	△4,638	△482
株主資本合計	21,276	26,801
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	28	△25
評価・換算差額等合計	28	△25
新株予約権	253	196
純資産合計	21,556	26,972
負債純資産合計	27,909	40,203

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第32期 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	第33期 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
営業収益		
経営指導料	2,428	2,558
関係会社受入手数料	1,866	2,066
関係会社受取配当金	3,900	8,375
営業収益合計	※1 8,194	※1 12,999
営業費用	※1、※2 3,823	※1、※2 3,522
営業利益	4,371	9,477
営業外収益		
受取利息	※1 42	※1 79
受取配当金	2	2
不動産賃貸料	※1 22	※1 22
その他	8	10
営業外収益合計	75	114
営業外費用		
支払利息	※1 12	※1 38
貸倒引当金繰入額	—	930
減価償却費	1	1
不動産賃貸原価	22	22
自己株式取得費用	—	2
障害者雇用納付金	6	9
その他	1	1
営業外費用合計	41	1,004
経常利益	4,405	8,587
特別利益		
子会社株式売却益	※3 1,811	—
投資有価証券売却益	31	65
子会社清算益	—	29
その他	—	4
特別利益合計	1,842	99
特別損失		
関係会社株式評価損	—	※4 130
その他	2	0
特別損失合計	2	130
税引前当期純利益	6,245	8,556
法人税、住民税及び事業税	745	324
法人税等調整額	△21	43
法人税等合計	723	367
当期純利益	5,522	8,189

③【株主資本等変動計算書】

第32期(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,780	695	19,140	19,835	△4,647	17,968
当期変動額						
剰余金の配当			△2,218	△2,218		△2,218
当期純利益			5,522	5,522		5,522
自己株式の取得						—
自己株式の処分			△5	△5	9	3
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	3,298	3,298	9	3,307
当期末残高	2,780	695	22,439	23,134	△4,638	21,276

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	61	61	204	18,233
当期変動額				
剰余金の配当				△2,218
当期純利益				5,522
自己株式の取得				—
自己株式の処分				3
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△33	△33	49	15
当期変動額合計	△33	△33	49	3,323
当期末残高	28	28	253	21,556

第33期(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,780	695	22,439	23,134	△4,638	21,276
当期変動額						
剰余金の配当			△2,174	△2,174		△2,174
当期純利益			8,189	8,189		8,189
自己株式の取得					△564	△564
自己株式の処分			△24	△24	99	74
自己株式の消却			△4,621	△4,621	4,621	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	1,369	1,369	4,156	5,525
当期末残高	2,780	695	23,808	24,503	△482	26,801

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	28	28	253	21,556
当期変動額				
剰余金の配当				△2,174
当期純利益				8,189
自己株式の取得				△564
自己株式の処分				74
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△53	△53	△56	△109
当期変動額合計	△53	△53	△56	5,417
当期末残高	△25	△25	196	26,972

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア

自社利用分については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他

定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用については、発生時の事業年度に一括して費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時の事業年度に一括して費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は子会社からの経営指導料及び受取配当金等になります。経営指導料は子会社に対しての経営戦略の企画・立案、経営管理の支援を行うことを履行義務としており、経営管理を行う契約期間にわたり収益を認識しております。受取配当金は、配当の効力発生日をもって収益認識しています。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	16,782百万円	21,368百万円
関係会社株式評価損	－百万円	130百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は移動平均法による原価法を採用し、取得原価をもって計上しております。

取得原価には株式取得時の事業計画等に基づく超過収益力を反映しております。そのため、経営環境の著しい変化や収益状況の悪化等により、評価の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、評価損が計上される可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「固定資産除却損」として表示していた2百万円は、「その他」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で、関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は次のとおりであります。

	第32期 (2024年12月31日)	第33期 (2025年12月31日)
短期金銭債権	1,338百万円	1,522百万円
短期金銭債務	36 "	242 "
長期金銭債務	8 "	8 "

※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	第32期 (2024年12月31日)	第33期 (2025年12月31日)
当座貸越極度額の総額	16,000百万円	16,000百万円
借入実行額	1,000 "	10,000 "
差引額	15,000百万円	6,000百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額は、次のとおりであります。

	第32期 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	第33期 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
営業取引		
営業収益	8,180百万円	12,989百万円
営業費用	235 "	260 "
営業取引以外の取引高	64 "	99 "

※2 営業費用のうち主要費目及び金額は、次のとおりであります。

	第32期 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	第33期 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
給料及び賞与	530百万円	550百万円
雑給	409 "	429 "
退職給付費用	17 "	6 "
広告宣伝費	1,112 "	588 "
支払手数料	534 "	679 "
減価償却費	183 "	231 "

なお、全て一般管理費に属するものであります。

※3 子会社株式売却益の内容は、次のとおりであります。

	第32期 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	第33期 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
株式会社BOD	1,811百万円	－百万円
合計	1,811百万円	－百万円

※4 関係会社株式評価損の内容は、次のとおりであります。

	第32期 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	第33期 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
持分法適用関連会社 Advancer Global Limited	－百万円	130百万円
合計	－百万円	130百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2024年12月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	717	682	△35
合計	717	682	△35

(注) 市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
(1) 子会社株式	15,895
(2) 関連会社株式	170
合計	16,066

当事業年度 (2025年12月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	587	871	284
合計	587	871	284

(注) 市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
(1) 子会社株式	20,733
(2) 関連会社株式	49
合計	20,781

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第32期 (2024年12月31日)	第33期 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	236百万円	226百万円
関係会社株式評価損	873 "	939 "
法人税法上の子会社株式譲渡益	50 "	52 "
貸倒引当金	— "	293 "
未払事業税	26 "	4 "
その他	101 "	97 "
繰延税金資産小計	1,286 "	1,611 "
評価性引当額	△935 "	△1,291 "
繰延税金資産合計	351 "	319 "
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△12百万円	—百万円
繰延税金負債合計	△12 "	— "
繰延税金資産の純額	339百万円	319百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第32期 (2024年12月31日)	第33期 (2025年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
受取配当金	△19.1 "	△30.0 "
住民税均等割	0.1 "	0.1 "
関係会社株式評価損	— "	0.8 "
貸倒引当金	— "	3.3 "
その他	0.0 "	△0.5 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.6%	4.3%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以降開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

4. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に(または充足するにつれて)収益を認識する。

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、財務諸表「注記事項（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

（重要な後発事象）

連結財務諸表の「注記事項（重要な後発事象）」に記載しているため、記載を省略しております。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形 固定 資産	建物	6	—	—	2	4	107
	工具、器具及び備品	60	95	—	60	95	424
	その他	51	44	95	—	—	—
	計	117	139	95	62	99	531
無形 固定 資産	ソフトウェア	540	160	—	169	530	—
	その他	0	—	—	—	0	—
	計	540	160	—	169	531	—

※ ソフトウェアの当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

社内利用目的の各種ソフトウェア

160百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	—	930	—	930

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

特記事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告につきましては当社ホームページ (https://www.fullcastholdings.co.jp/)に掲載しております。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有していません。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

第33期事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第32期(自2024年1月1日 至2024年12月31日) 2025年3月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年3月28日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

第33期中(自2025年1月1日 至2025年6月30日) 2025年8月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2025年3月31日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書

2026年1月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2（子会社取得の決定）の規定に基づく臨時報告書

2026年1月27日関東財務局長に提出

(5) 自己株券買付状況報告書

2025年4月16日、2026年3月13日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月26日

株式会社フルキャストホールディングス

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千葉達哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐賀睦美

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フルキャストホールディングスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フルキャストホールディングス及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社及び連結子会社は、新会社の設立や外部からの取得等により会社グループの規模拡大を図っている。会社グループは2025年12月31日時点において31社の連結子会社及び2社の持分法適用会社からなる企業集団である。</p> <p>連結財務諸表【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）に記載されているとおり、当事業年度に新たに連結子会社となった会社の株式又は持分の取得等により、前連結会計年度と比較し、連結貸借対照表上、のれんが2,818百万円（前期比154.0%）増加している。</p> <p>その結果として、連結財務諸表【注記事項】（重要な会計上の見積り）（のれんの評価）に記載されているとおり、子会社・関連会社への投資により、連結貸借対照表において、のれんが8,041百万円（総資産の13.9%）計上されている。</p> <p>のれんは取得による支配獲得時に、取得した当該事業により今後期待される超過収益力に関連して発生しており、その効果の発現する期間を見積り、その期間で均等償却している。</p> <p>また、のれんは会社の財務上重要な資産であるとともに、のれんの資産性については、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、支配獲得時に識別した超過収益力の評価も踏まえ、減損の兆候の有無を検討している。減損の兆候を識別した場合には、将来の事業計画を基礎に算定されたのれんの残存償却期間内の割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して減損損失の認識の要否を判定している。減損損失の認識が必要と判定された場合、のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識する。</p> <p>のれんの回収可能性については、子会社・関連会社が多数にわたるため各投資先の理解が必要となり、支配獲得時に識別した超過収益力の評価を含み、経営者の重要な判断を伴うことから、当監査法人はのれんの評価が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、のれんの評価について、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のれんに対する減損の兆候の有無の判定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・投資に関する取締役会議事録及び外部の第三者が発行した株式価値評価報告書等の投資の意思決定時の資料を閲覧し、のれんを計上している各連結子会社における超過収益力の源泉について理解を行った。 ・のれんを計上している各連結子会社については、各連結子会社が計上した営業利益とのれん償却費の比較分析及び買収時事業計画と直近の業績を比較分析するとともに、当初の事業計画の達成状況を確認し、経営者による減損兆候の有無の判断の妥当性を評価した。 ・過年度の取得案件については経営環境の著しい悪化を示す状況がないかどうかについて経営者への質問を実施すると共に、取締役会等の会議体の議事録や関連資料を閲覧することにより、直近の事業環境等を理解した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するた

めに経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フルキャストホールディングスの2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社フルキャストホールディングスが2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に

係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月26日

株式会社フルキャストホールディングス
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千葉 達哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐賀 睦美

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フルキャストホールディングスの2025年1月1日から2025年12月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フルキャストホールディングスの2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当事業年度の貸借対照表において、関係会社株式21,368百万円が計上され、総資産の約53.2%を占めている。これには、財務諸表【注記事項】（有価証券関係）に記載されているとおり、市場価格のない株式等として子会社株式が20,733百万円、関連会社株式が49百万円含まれている。</p> <p>なお、当事業年度において会社は新たに子会社株式を取得しており、これにより関係会社株式が4,586百万円（前期比127.3%）増加している。</p> <p>会社は、市場価格のない株式等の減損処理の可否を取得原価と実質価額とを比較することにより判定しており、関係会社の実質価額が取得原価に比べ著しく低下した場合は、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り、減損処理をしている。</p> <p>市場価格のない株式等は貸借対照表における金額的重要性が高いことや、一部の関係会社株式については超過収益力を考慮して簿価純資産を上回る価額で取得しており、その超過収益力の評価について、経営者の重要な判断を伴うことから、当該関係会社株式の評価の妥当性は、当監査法人の監査上の主要な検討事項であると判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式の評価について、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係会社株式の評価に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 重要な関係会社株式の実質価額について、財務数値の増減分析や、特定の勘定科目に対する監査手続を実施した各関係会社の財務数値に基づいて再計算を実施し、会社が帳簿価額との比較に用いた関係会社株式の実質価額の正確性を検討した。 超過収益力を考慮して簿価純資産を上回る価額で取得された関係会社株式については、取得時に見込んだ将来収益の達成状況を考慮して超過収益力が毀損していないかどうかの検討を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及

び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。